

「高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で 幸せに暮らせるまち」をめざして

須坂市の高齢化率は、平成26年4月1日現在28.9%で、3年前の平成23年の26.2%と比較すると2.7ポイントの上昇となっており、平成37年には75歳以上人口が1万人を超えるとともに、高齢化率が33.8%になるものと予測しています。

そのなかで、平成26年12月末現在の要支援・要介護の認定率は、13.8%と県内19市の中で一番低く、健康長寿とされている長野県の中でも上位クラスであります。

これまでも、各介護保険事業計画期間に策定した「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各種福祉サービスや介護保険サービスに係わる基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めてまいりました。

第六期となります本計画は、平成37（2025）年に向け、第五期で開始いたしました地域包括ケアの実現のための方向性を承継しつつ、中長期的なサービス・給付・保険料の水準においても推計をするなかで策定をいたしました結果、介護保険料については県内19市の中で一番低く設定することができました。

今後、高齢者の健康増進や生きがい活動の支援、介護予防、生活支援をはじめ、寝たきりや認知症予防事業等の更なる充実が求められるとともに、介護環境の一層の充実が求められます。

本計画では、「高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で幸せに暮らせるまち」を基本理念として掲げ、新たな課題に対応する多様な取組を進め、地域で支えるために高齢者自らも担い手となることを含めて、高齢になっても、また介護が必要になっても住み慣れた家庭や地域で、それぞれが誇りをもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、支援体制の整備を図ってまいります。

本計画策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りました介護保険事業計画等策定懇話会委員の皆様や関係団体各位、高齢者等実態調査等にご協力をいただきました皆様に心から御礼を申し上げます。

平成27年4月

須坂市長

三木正夫

目 次

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景	3
1. 平成37（2025）年に向けて	3
2. 地域包括ケアシステムの充実にに向けて	3
第2節 計画の位置付け等	5
1. 計画の策定目的	5
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間	6
4. 計画の進行管理と評価	6
第3節 須坂市の高齢者の特徴	7
第4節 須坂市における高齢者の推移と推計について	10
1. 人口の推移と将来推計	10
2. 要支援・要介護認定者の推移と将来推計	10
3. 須坂市の高齢者像（平成25年度「須坂市高齢者等実態調査」結果）	10
（1）健康づくり・介護予防について	
（2）認知症について	
（3）在宅介護について	
（4）近所の方との付き合いの程度について	

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念・基本目標	21
1. 高齢者いきいきプランにおける基本理念	21
2. 基本目標	21
第2節 日常生活圏域の設定	23
第3節 地域包括ケアシステムの構築にむけて	25
第4節 地域支援事業	27
1. 実施時期	28
2. 総合事業全体	28
（1）介護予防・生活支援サービス事業	
（2）一般介護予防事業	
3. 包括的支援事業	29
4. 任意事業	29

第3章 高齢者福祉施策の推進

第1節 基本目標1 生きがいづくりと社会参加の促進	33
基本施策 その1 生きがいづくりの推進	33
（1）生涯学習の支援	
（2）高齢者訪問事業・金婚寿詞贈呈	
（3）助け合い起こし関連事業	
（4）シニア大学の参加支援	
（5）老人福祉センター運営事業	
（6）ゲートボール場運営事業	
（7）生きがい活動支援通所事業	
（8）「すざかマイ・ノート」普及事業（ハッピーエンド計画）	
基本施策 その2 社会参加の促進	34
（1）須高広域シルバー人材センターの支援	
（2）老人クラブ活動の支援	
（3）地域活動への参加支援	

第2節 基本目標2 安心して暮らせる環境整備	35
基本施策 その1 高齢者の住まいの整備	35
(1) 居住環境の整備 (2) 公共施設のバリアフリー化 (3) 高齢者住宅の充実	
基本施策 その2 医療と介護の連携	35
(1) 医療と介護の連携	
基本施策 その3 認知症対策の推進	36
(1) 認知症の相談・支援 (2) 徘徊高齢者の支援 (3) 認知症高齢者の家族のつどい	
(4) 認知症サポーター養成講座 (5) 市民団体への支援	
基本施策 その4 介護家族の支援	37
(1) 家族介護支援事業（宅老所緊急宿泊等支援事業） (2) 家族介護教室	
(3) 家族介護者交流事業 (4) 在宅福祉介護者慰労金支給事業	
基本施策 その5 地域包括支援センター機能の充実	38
(1) 総合相談事業 (2) 地域ケア会議 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
(4) 介護予防ケアマネジメント事業	
基本施策 その6 高齢者の権利擁護の推進	39
(1) 虐待防止事業 (2) 成年後見制度利用支援事業 (3) 消費者被害防止の推進	
基本施策 その7 老人ホーム措置事業	39
(1) 老人ホーム措置事業	
第3節 基本目標3 介護予防と生活支援サービスの充実	40
基本施策 その1 生活支援の推進	40
(1) 「食」の自立支援事業 (2) 高齢者住宅等安心確保事業	
(3) 福祉移送サービス事業 (4) 緊急通報システム事業 (5) 日常生活用具給付事業	
(6) 福祉利用券給付事業 (7) 福祉タクシー運行事業	
(8) ひとり暮らし老人安心コール事業 (9) 生活管理指導短期宿泊事業	
(10) 買い物弱者の支援 (11) 外出支援 (12) 「新・地域見守り安心ネットワーク」の整備	
(13) 「見守り支援事業協力隊」の設置 (14) 生活支援体制の整備【新規】	
基本施策 その2 介護予防の推進	42
(1) 健康づくり (2) 介護予防把握事業 (3) 通所型介護予防事業	
(4) 訪問型介護予防事業 (5) 介護予防普及啓発事業 (6) 地域介護予防活動支援事業	
(7) 介護予防事業評価事業【新規】 (8) 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】	
第4節 基本目標4 介護保険事業の円滑な運営	44
基本施策 その1 円滑なサービスの提供	44
(1) 介護給付費適正化事業 (2) 介護相談員派遣事業 (3) 介護老人福祉施設等の整備	
基本施策 その2 居宅サービスの提供	44
(1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション	
(5) 居宅療養管理指導 (6) 通所介護 (7) 通所リハビリテーション	
(8) 短期入所生活介護 (9) 短期入所療養介護 (10) 特定施設入居者生活介護	
(11) 福祉用具貸与 (12) 特定福祉用具販売 (13) 住宅改修 (14) 居宅介護支援	
基本施策 その3 地域密着型サービスの提供	46
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2) 夜間対応型訪問介護	
(3) 認知症対応型通所介護 (4) 小規模多機能型居宅介護	
(5) 認知症対応型共同生活介護 (6) 地域密着型特定施設入所者生活介護	
(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
(8) 看護小規模多機能型居宅介護 (9) 地域密着型通所介護	
基本施策 その4 施設サービスの提供	47
(1) 介護老人福祉施設 (2) 介護老人保健施設 (3) 介護療養型医療施設	

高齢者福祉施策の指標	48
------------------	----

第4章 介護保険事業計画の推進

第1節 第六期介護保険事業計画の策定	51
1. 第六期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）の位置付け	51
2. 介護保険制度の改正内容	51
第2節 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移	52
1. 須坂市の人口の推移と将来推計	52
2. 被保険者数の推移と将来推計	53
3. 第1号被保険者の要介護（支援）認定率及び認定者数	53
4. 前期高齢者の要介護（支援）認定率及び認定者数	54
5. 後期高齢者の要介護（支援）認定率及び認定者数	54
第3節 介護保険サービスの利用状況	55
1. サービス別利用者数の実績	55
2. サービス別給付費の実績	55
3. サービスの平均利用額（月額）	56
第4節 介護保険サービスの整備と利用者数の見込み	57
1. 介護保険サービスの充実	57
（1）居宅サービスの提供 （2）施設サービスの提供 （3）地域密着型サービス等	
（4）サービス別給付費の見込み総額	
2. 地域支援事業	67
（1）地域支援事業の制度 （2）地域支援事業費の見込み	
3. 総給付費の見込み	68
4. 平成37（2025）年のサービス水準等の推計	69
第5節 第1号被保険者の保険料	70
1. 給付と負担の関係	70
2. 第六期の介護保険料基準額	70
（1）第1号被保険者の負担率 （2）保険料基準額 （3）公費による軽減強化	
須坂市の所得段階別保険料	71
第6節 低所得者等への対応	72
1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減	72
2. 高額介護（予防）サービス費	72
3. 高額医療合算介護（予防）サービス費	72
4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減	72
5. 旧措置入所者への対応	72
6. 境界層該当者への対応	72
7. 利用者負担の援護事業（市単独事業）	73

資料編

須坂市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱	77
須坂市介護保険事業計画等策定懇話会委員名簿	78
須坂市介護保険事業計画等策定の経過	79
用語解説	80

第1章

計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の位置付け等

第3節 須坂市の高齢者の特徴

第4節 須坂市における高齢者の推移と推計について

第1節

計画策定の背景

1. 平成37（2025）年に向けて

日本の将来の高齢者人口は、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が65歳以上になる平成27（2015）年には、約3人に1人が65歳以上という状況が見込まれており、須坂市においても、平成37年には75歳以上人口が1万人を超えるであろうと考えられます。

また、須坂市の総人口が減少傾向を示す中で、高齢化率は上昇するなど人口構造ひとつをみても、この10年間で65歳以上の人口と0歳から39歳までの人口が、ほぼ等しくなるなど大きな変化がみられることが予測されます。

高齢者の介護を社会全体で支えるという理念の下、平成12年に介護保険制度がスタートし、平成18年4月から、平成27（2015）年に団塊の世代が高齢者となることを見据え、高齢者福祉の充実と介護保険制度の持続可能性を確保することができるよう、平成24年度～平成26年度には、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けられるための「地域包括ケアシステム」構築の取組がスタートされました。

今後の須坂市の介護保険制度の将来を見据えていく中で、介護や医療の需要はさらに増加すると考えられ、そのなかで高齢者の生活における様々な場面を地域で支えるしくみを構築していく必要があります。

できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができ、社会の実現に向けて、これまでの考え方を承継しつつ、「地域包括ケアシステム」の充実に向けた取組の強化が求められています。

2. 地域包括ケアシステムの充実に向けて

地域包括ケアの推進については、介護保険の目的が高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援であることから、住まいや暮らし方に対する選択と、自立支援の観点からの総合的なサービスの提供が必要となります。

国では、平成25年12月に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障制度改革プログラム法）を成立させ、社会保障制度改革の全体像やその方向性、進め方などを明示しました。そして、社会保障制度改革プログラム法を踏まえて、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）が平成26年6月に成立するなど医療・介護のあり方を一体的に見直す動きが本格化しました。

介護面では、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2つが大きな柱とされ、在宅医療・介護連携や認知症施策などの充実、全国一律の予防給付（訪問介護・通所

第1章 計画策定の概要

介護）を市区町村が実施する地域支援事業に移行することで、サービス内容の多様化を図るとともに、低所得者の保険料の軽減割合の拡大や、一定以上の所得・資産のある人の利用者負担の見直しを行うこととなります。

これらの改正の中で、高齢者を地域の力で支えて行くためには、様々な主体によるサービス基盤を整備することが重要となります。少子高齢化の続く状況や市区町村の財政状況を考慮した場合に、共助・公助の大幅な拡充を期待することは難しくなっており、自助・互助の果たすべき役割が重要であり、地域力が必要となります。

第2節**計画の位置付け等****1. 計画の策定目的**

須坂市では、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいをもって暮らせるまち」を目指し、高齢者福祉施策、介護保険事業運営をしてきました。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援が連携し、一体的に提供されるしくみづくりを進めているところです。

平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第七次老人福祉計画・第六期介護保険事業計画」（以下、「高齢者いきいきプラン」）では、団塊の世代すべてが75歳に達する平成37（2025）年を見据えて、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指し、須坂市の高齢者福祉施策及び介護保険サービス体制整備の基本的な考え方、施策を総合的に実行していきます。

2. 計画の位置付け

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、福祉サービスや高齢者に関する施策全般を策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき介護保険事業に係る保険給付の円滑な運営について定める法定計画です。

両者については整合性を持って調和させる必要があることから、須坂市ではこれらの計画を一体的に策定します。

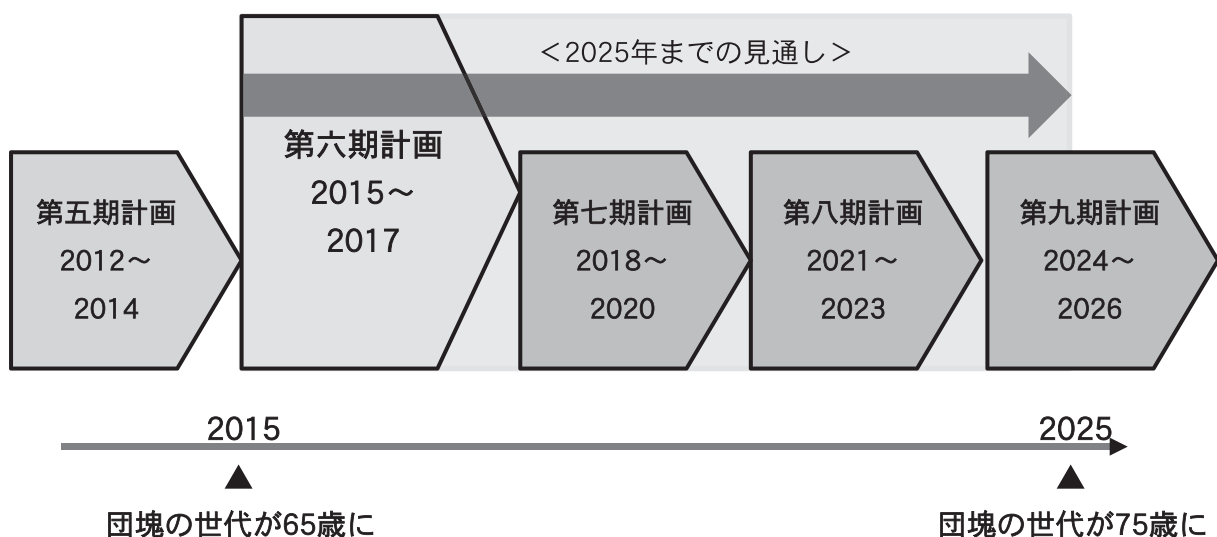
この計画では、「第五次須坂市総合計画」を上位計画と位置づけ、社会福祉法に基づく「須坂市地域福祉計画」健康増進法に基づく「須坂市健康づくり計画」との整合性を図るものとしています。また、県の高齢者プラン（長野県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）等、他の計画との整合も図ります。

3. 計画の期間

第六期計画は、平成37（2025）年までの中長期的な視野に立った上で、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

- 第六期計画以後の計画は、2025年に向け、第五期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



(参考)

第五期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる ①認知症支援策の充実 ②医療との連携 ③高齢者の居住に係る施策との連携 ④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実状に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

全国介護保険担当課長会議資料を基に作成

4. 計画の進行管理と評価

本プランの実施状況については、年度ごとに地域ケア会議において、本プランで示した方向性や数値目標の達成状況について分析・評価するとともに課題を明らかにし、その対策について検討します。

第3節 須坂市の高齢者の特徴

平成27年1月、県介護支援課発表の県内の高齢化率の状況によれば、須坂市の高齢化率は、29.7%と県内19市中6番目となっています。同時点での介護認定率は14.0%と県内19市中最も低くなっており、高齢化が進む中でも元気な高齢者が多いという特徴を持っています。

また、後期高齢化率は14.5%と県内19市中13番目ですが、今後は後期高齢化率の上昇も見込まれています。

順位	高齢化率 (65歳以上)	後期高齢化率 (75歳以上)	第1号被保険者の認定率
1	大町市 34.3%	飯山市 19.6%	松本市 19.9%
2	飯山市 33.9%	大町市 18.5%	長野市 19.7%
3	岡谷市 31.8%	飯田市 16.7%	上田市 19.5%
4	飯田市 30.6%	岡谷市 16.3%	飯田市 19.4%
5	千曲市 30.5%	伊那市 15.7%	飯山市 19.1%
6	須坂市 29.7%	千曲市 15.6%	東御市 18.2%
7	小諸市 29.2%	佐久市 15.2%	佐久市 17.9%
8	安曇野市 29.2%	小諸市 15.1%	安曇野市 17.8%
9	伊那市 29.1%	駒ヶ根市 15.0%	中野市 17.7%
10	駒ヶ根市 29.1%	中野市 15.0%	北アルプス広域連合 17.6%
11	上田市 28.8%	上田市 14.9%	塩尻市 17.1%
12	中野市 28.5%	安曇野市 14.6%	諏訪広域連合 17.0%
13	諏訪市 28.2%	須坂市 14.5%	千曲市 16.4%
14	東御市 28.1%	東御市 14.4%	伊那市 15.8%
15	佐久市 27.9%	長野市 14.2%	小諸市 15.6%
16	茅野市 27.8%	諏訪市 13.9%	駒ヶ根市 14.6%
17	長野市 27.6%	松本市 13.4%	須坂市 14.0%
18	塩尻市 26.4%	塩尻市 13.4%	北アルプス広域連合（大町市） 諏訪広域連合（岡谷市・諏訪市・茅野市）
19	松本市 26.0%	茅野市 13.3%	

平成26年10月1日現在

その中で、平成25年度に実施しました「須坂市高齢者等実態調査」では、県全体の結果とほぼ同様の傾向が見られましたが、高齢者の家族構成を見ると家族との同居が8割を超えるなかでも、65歳以上のみの世帯や日中1人となる頻度が多いとする方の割合が約3割との結果となっており、今後も日ごろからの見守りが必要となる方が急速に増えることが予測されます。また、ご近所との付き合いの程度も、元気高齢者等では半数以上の方が「困ったときに気軽に頼める人がいる」など、お互いに助け合うことが培われてきた地域です。

第1章 計画策定の概要

この地域性を発展させ、高齢者福祉サービス、介護保険サービスといった公的なサービスのほかに、高齢者の方自身が、身近な人間関係の中で、自発的に地域の手助けを必要としている高齢者を支える担い手となって活躍できるまちづくりを進めることが必要となります。

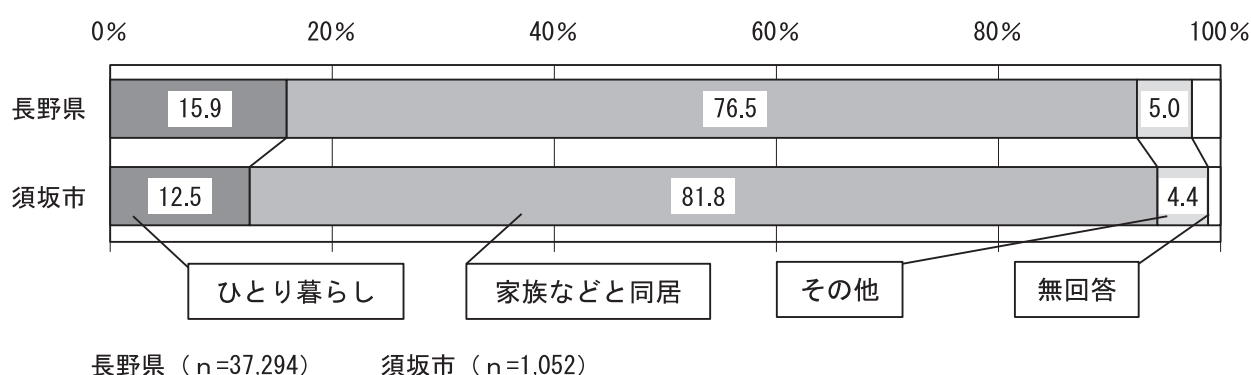
居宅要介護・要支援認定者等実態調査 （以下「要介護認定者等調査」という。）

居宅の要介護・要支援認定を受けている被保険者（第2号被保険者含む。）及びその家族を調査対象として行った調査

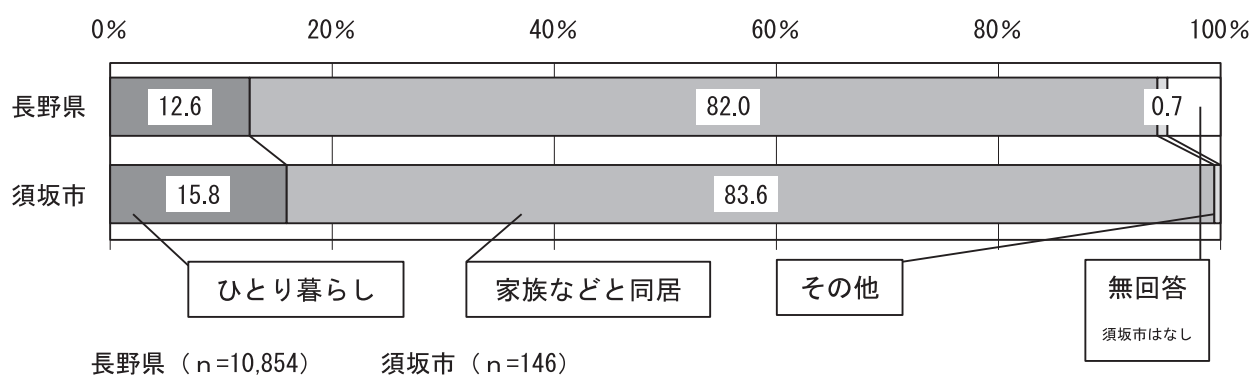
元気高齢者等実態調査 （以下「元気高齢者等調査」という。）

要介護・要支援認定を受けていない高齢者を調査対象として行った調査

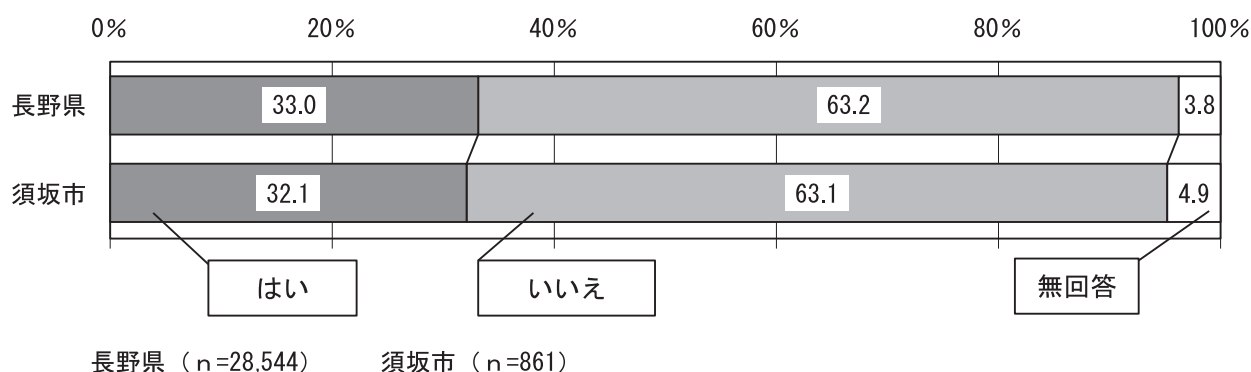
【要介護認定者等調査結果 問1 家族構成】



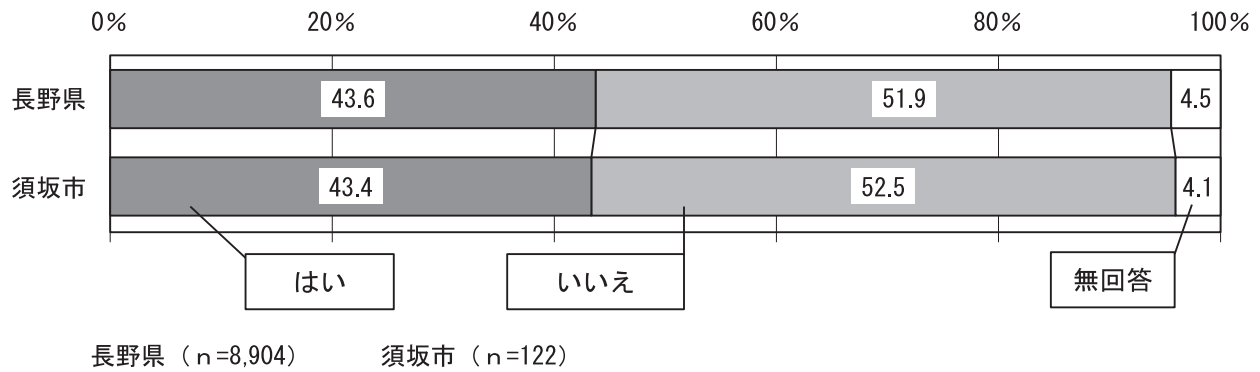
【元気高齢者等調査結果 問1 家族構成】



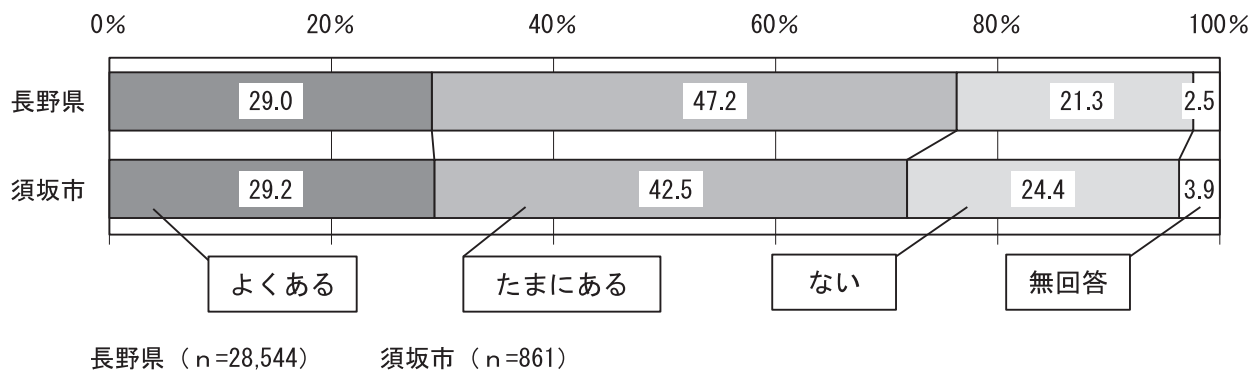
【要介護認定者等調査結果 問1-2 (家族など同居の方のみ) 高齢者(65歳以上)のみの世帯ですか】



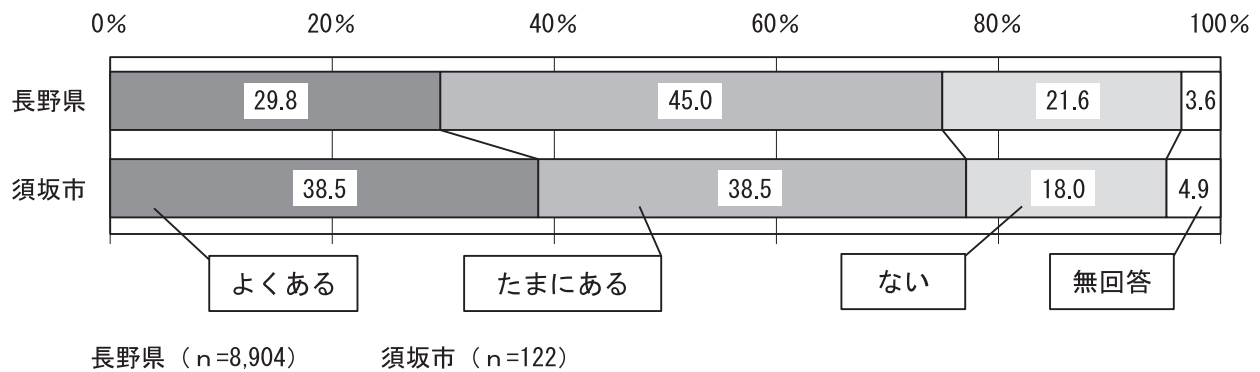
【元気高齢者等調査結果 問1-2 (家族などと同居の方のみ) 高齢者(65歳以上)のみの世帯ですか】



【要介護認定者等調査結果 問1-3 (家族などと同居の方のみ) 日中一人になる頻度】



【元気高齢者等調査結果 問1-3 (家族などと同居の方のみ) 日中一人になる頻度】



第4節

須坂市における高齢者の推移と推計について

1. 人口の推移と将来推計

須坂市における平成26年4月1日現在の高齢者人口は14,900人で、高齢化率は28.9%となっています。平成23年の26.2%から2.7ポイントの上昇となっており、高齢者人口のピークは平成33年で、16,413人であり、平成37（2025）年には、総人口が48,187人と減少する中で、高齢者人口も16,269人と減少しますが、高齢化率は33.8%に上昇します。

平成37年の年齢階層では、65歳～74歳人口が6,160人、75歳以上人口が10,109人となると推計しています。

【P52推計グラフ参照】

2. 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

須坂市の平成26年10月1日現在の65歳以上の第1号被保険者における要支援・要介護認定者数は2,090人です。平成23年の1,869人と比較すると、約12%の上昇となっています。認定者のうち、89.7%が75歳以上の高齢者が占めており、年々増加の傾向を示しております。

【P53第1号被保険者の要介護（支援）認定率、認定者数グラフ参照】

3. 須坂市の高齢者像（平成25年度「須坂市高齢者等実態調査」結果）

須坂市では、平成25年度に元気高齢者等実態調査（要支援・要介護を受けていない65歳以上の方）、居宅要介護・要支援認定者等実態調査（施設サービス利用者を除く要支援・要介護認定を受けている原則として65歳以上の方）の調査を実施しました。

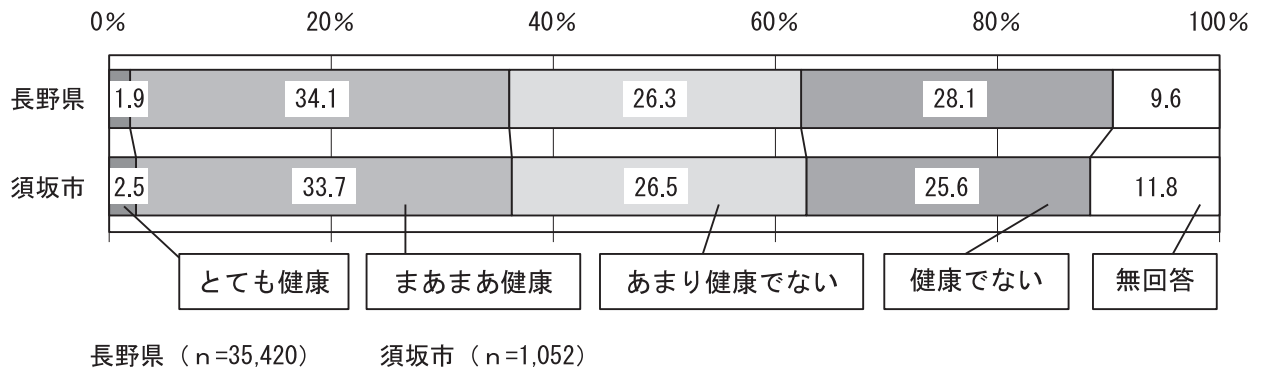
「須坂市高齢者等実態調査」の結果から須坂市の高齢者像について、健康づくりや介護予防、認知症ケア、在宅介護や在宅療養、地域の支え合いに関する意識を整理しました。

（1）健康づくり・介護予防について

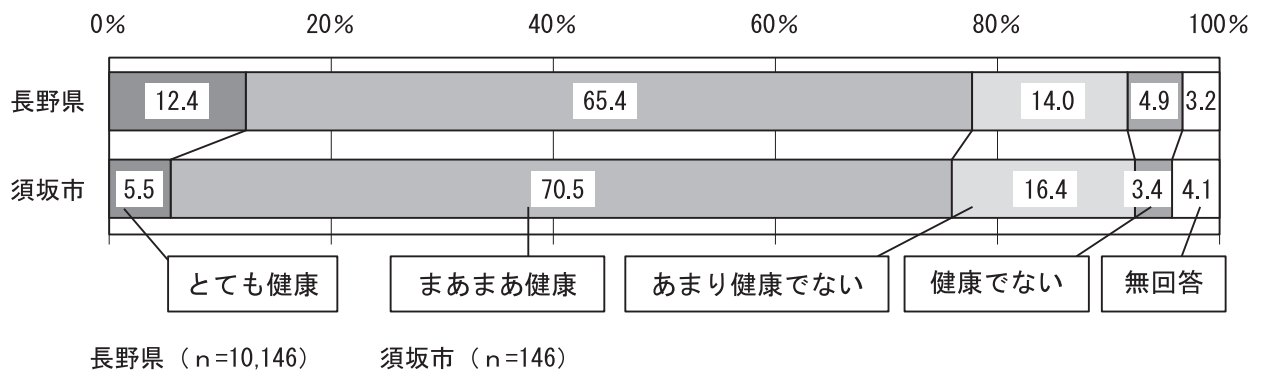
① 健康状態

高齢者の生活の質（QOL）の指標とも考えられる自身の健康感は、「とても健康」「まあまあ健康」と回答している方が元気高齢者等調査では76.0%、要介護認定者等調査では36.2%となっており、県と比較してもほぼ同じ割合になっています。元気であること＝健康感を強く感じることであることが見えてきます。

【要介護認定者等調査結果 問34 健康状況】



【元気高齢者等調査結果 問34 健康状況】

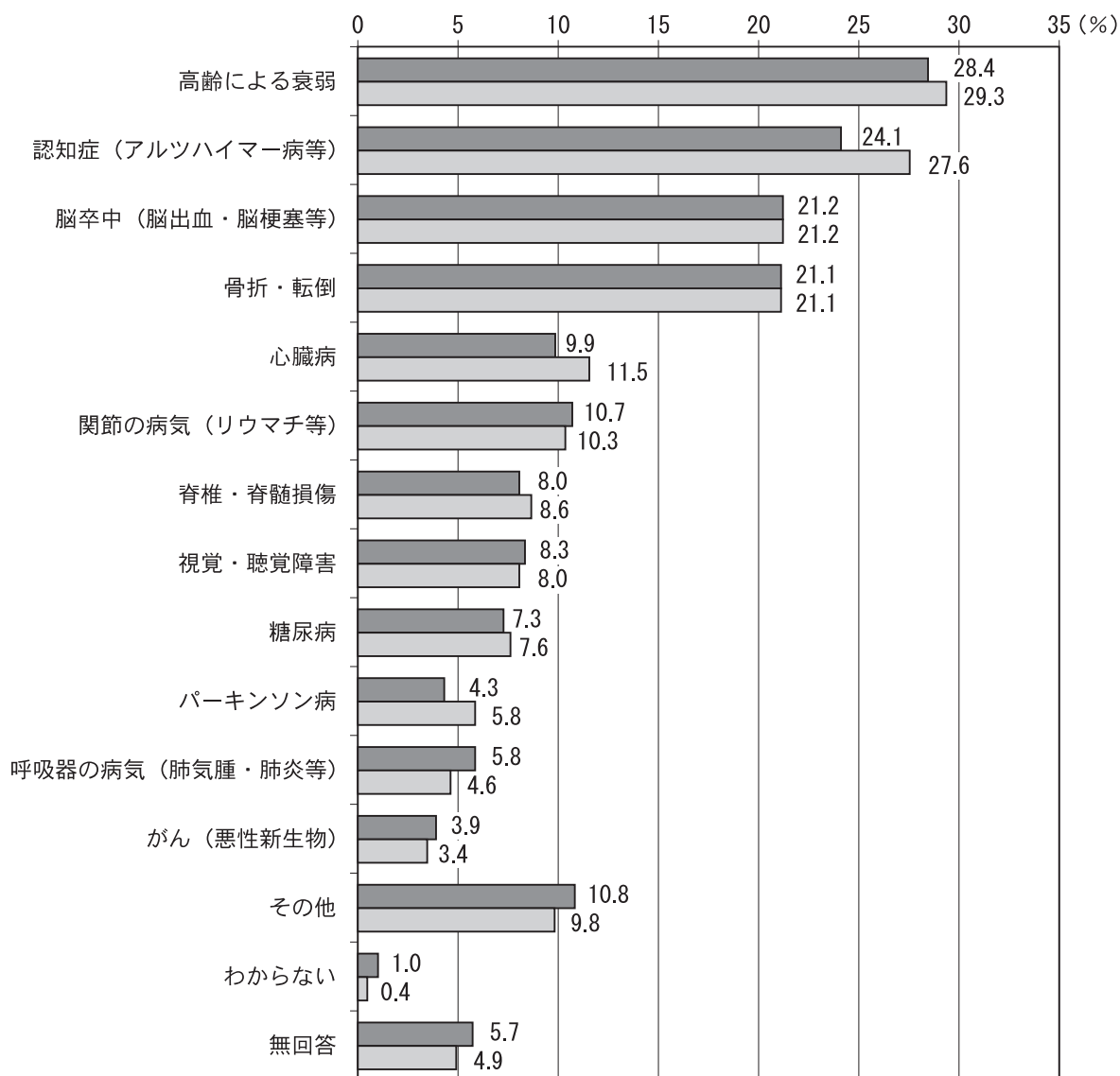


第1章 計画策定の概要

要介護認定者等調査では、介護が必要となった主な原因には、「高齢による衰弱」に続き、「認知症（アルツハイマー病等）」が約3割となっており、県と比較しても認知症の割合が高くなっています。

また、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「骨折・転倒」も多く、様々な要因が複雑に絡み合っていることが伺えます。

【要介護認定者等調査結果 問6－1 （介護が必要な方のみ）介護・介助が必要になった主原因（複数回答）】



上段：長野県（n=32,162）

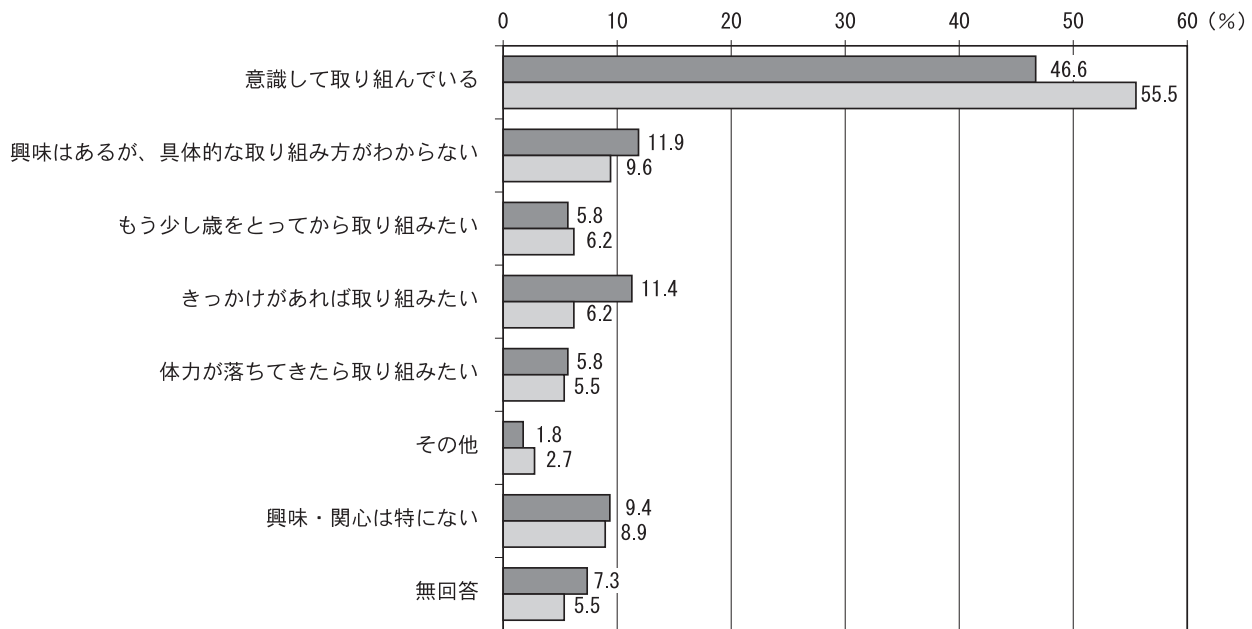
下段：須坂市（n=939）

② 介護予防

いつまでも自分らしく、元気でいきいきと暮らしていくためには、早期に加齢に伴う心身の機能の低下に気づき、介護予防に取り組むことが大切です。

元気高齢者等調査で介護予防に取り組んでいる高齢者の割合は55.5%で、県より8.9ポイント高くなっており、意識して介護予防に取り組む高齢者が多いと考えられます。

【元気高齢者等調査結果 問41 介護予防への取り組み状況】

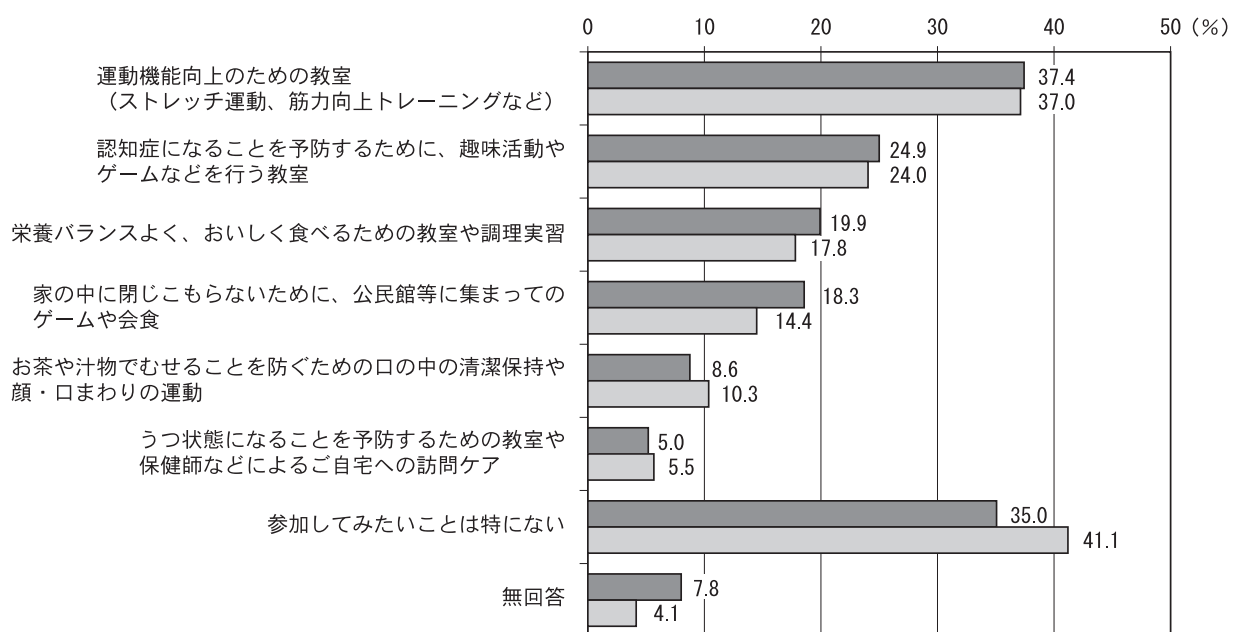


上段：長野県 (n=10,854)

下段：須坂市 (n=146)

参加してみたい介護予防事業では「運動機能向上のための教室（ストレッチ運動、筋力向上トレーニングなど）」が37.0%と最も多く、次いで「認知症になることを予防するために、趣味活動やゲームなどを行う教室」が24.0%となっています。一方で「参加してみたいことは特にない」との回答も41.1%と高く、その理由は「まだ元気なので、すぐには介護予防事業へ参加しなくても大丈夫だから」が40.0%、「普段から田畑等に出て農作業をしているので、改めて介護予防事業に参加しなくてもよい」が33.3%となっており、元気と感じて生活している高齢者や『日常生活＝介護予防』と捉えている高齢者も多いことが分かります。

【元気高齢者等調査結果 問42 今後参加してみたい介護予防事業（複数回答）】



上段：長野県 (n=10,854)

下段：須坂市 (n=146)

第1章 計画策定の概要

(2) 認知症について

① 介護が必要となった原因としての認知症割合

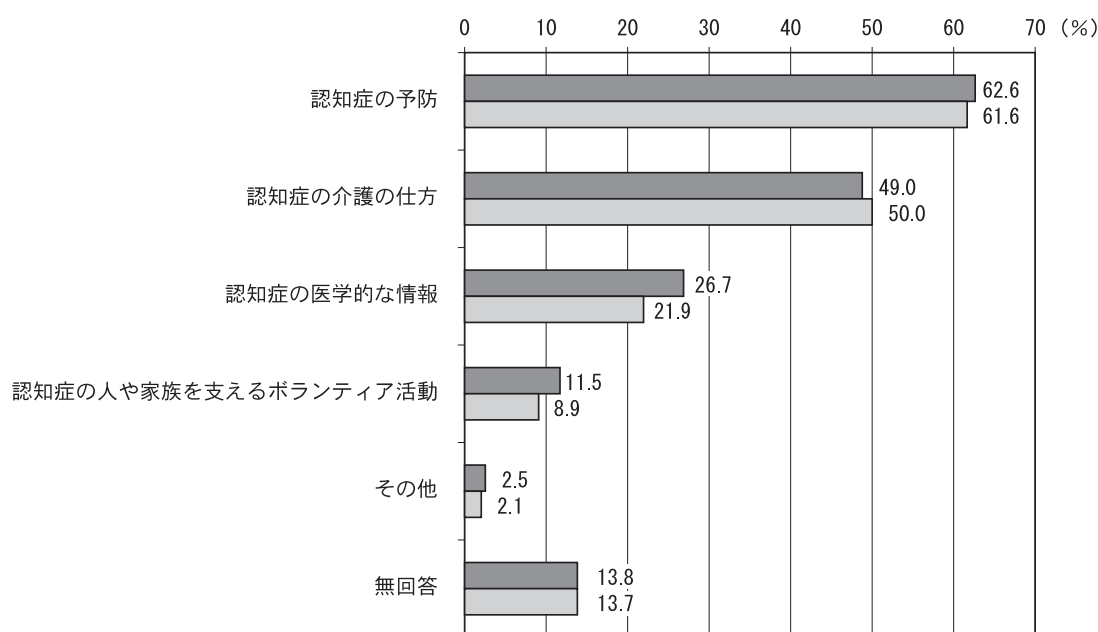
要支援・要介護認定者調査では、認知症が「介護が必要となった主な原因」として2番目に高くなっています。

認知症は、今後到来する超高齢社会の不安要因であり、その数の増加が予測されています。【P12 問6－1 グラフ参照】

② 認知症への関心事項

元気高齢者等調査においても、「認知症の予防」や「認知症の介護の仕方」などが、それぞれ半数を超えており大きな関心事であることが伺えます。次いで2割以上の方が、「認知症の医学的な情報」への関心が見られます。認知症の人と家族を支えるボランティア活動等は8.9%と県の結果を下回っています。

【元気高齢者等調査結果 問52 認知症への関心事項（複数回答）】



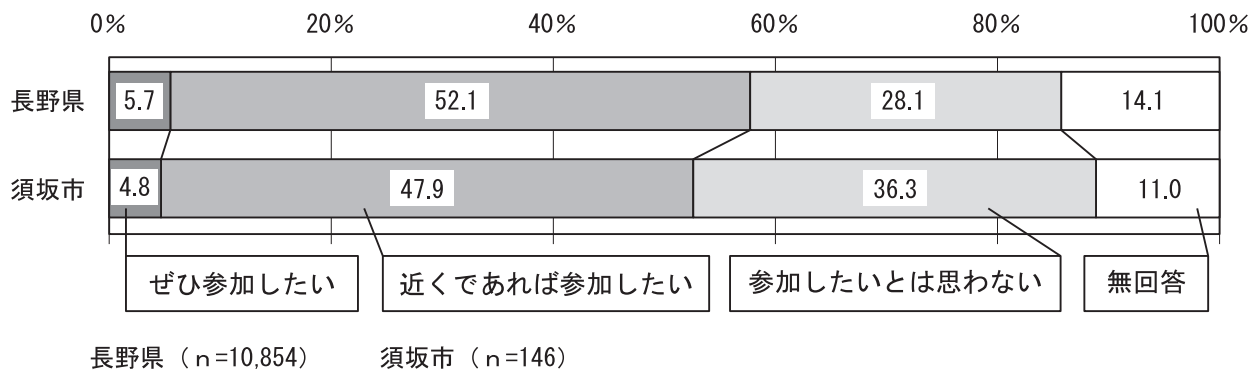
上段：長野県（n=10,854）

下段：須坂市（n=146）

③ 認知症サポーター養成講座への参加意向

元気高齢者等調査結果では、認知症サポーター養成講座等への参加意向は高い傾向にあります。しかし、県と比較するとやや低い状況です。「参加したいとは思わない」と回答している人は県と比較して8.2ポイント高くなっています。

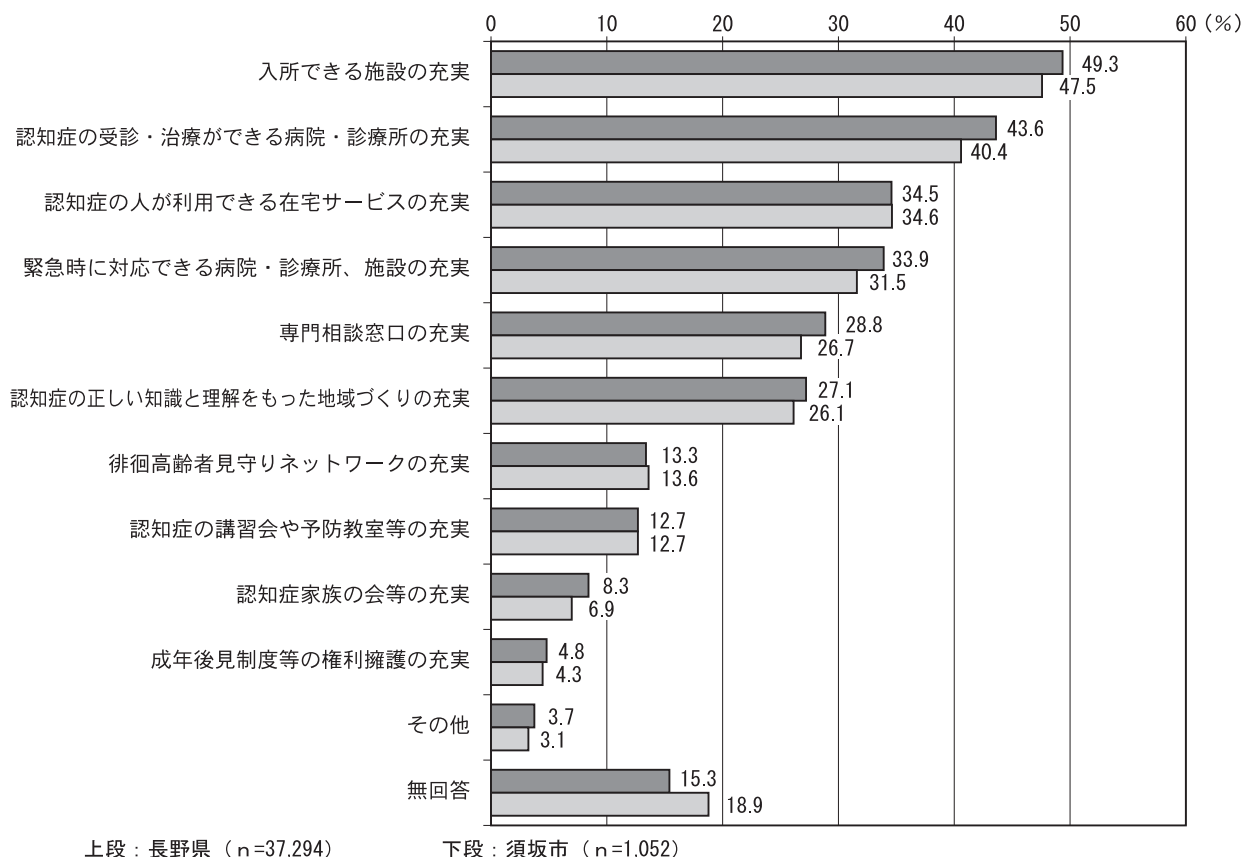
【元気高齢者等調査結果 問53 認知症サポーター養成講座等への参加意向】



④ 認知症高齢者が安心して暮らすための施策

要介護認定者等調査では、認知症高齢者が安心して暮らすための施策として「入所できる施設の充実」が47.5%「認知症の受診・治療ができる病院・診療所の充実」が40.4%「認知症の人が利用できる在宅サービスの充実」が34.6%となっており、入所施設の充実と同様に在宅サービスの充実を求める声が多くなっています。

【要介護認定者等調査結果 問44 認知症の方が安心して暮らしていくための施策（複数回答）】



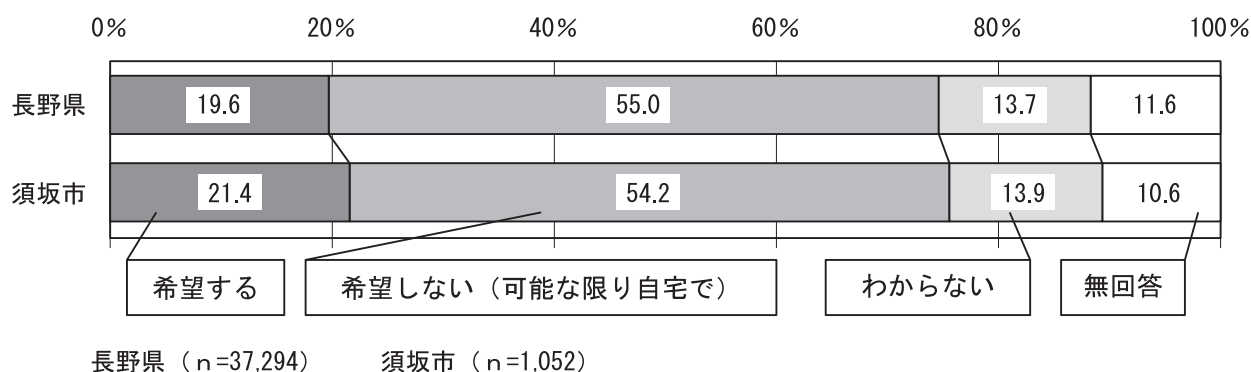
第1章 計画策定の概要

(3) 在宅介護について

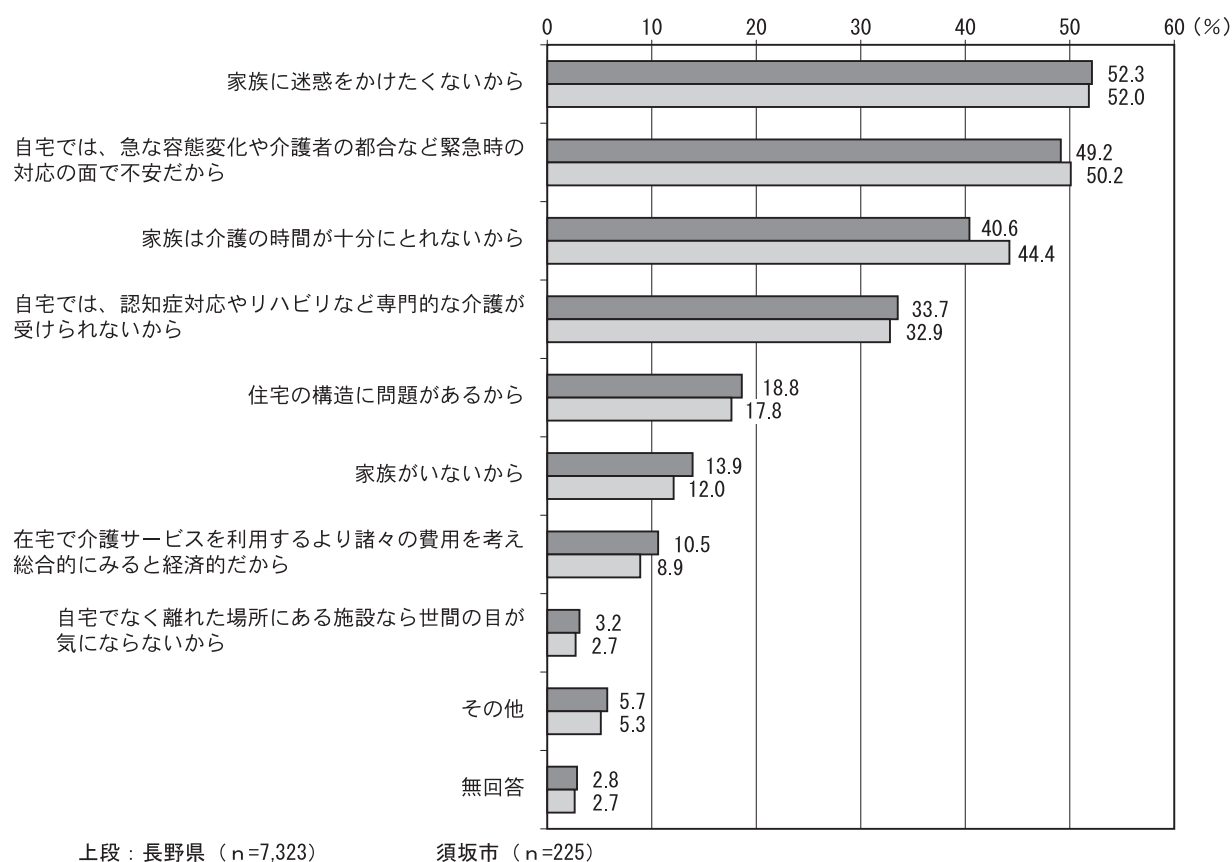
① 生活を続けたい場所

生活を続けたい場所は、要介護認定者等調査、元気高齢者等調査ともに自宅での生活を一番望んでいます。一方、施設等への入所希望の大きな理由は、「家族に迷惑をかけたくないから」が、要介護認定者等調査が52.0%、元気高齢者等調査が71.4%となっていることから、やむを得ず施設を選択されている状況が分ります。

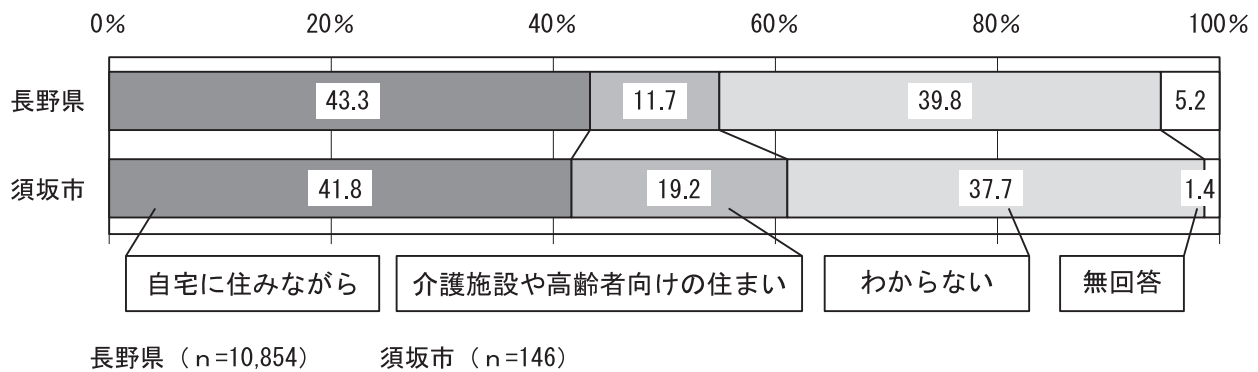
【要介護認定者等調査結果 問47 自宅以外の施設や高齢者向け住まいへの入所（入居）意向】



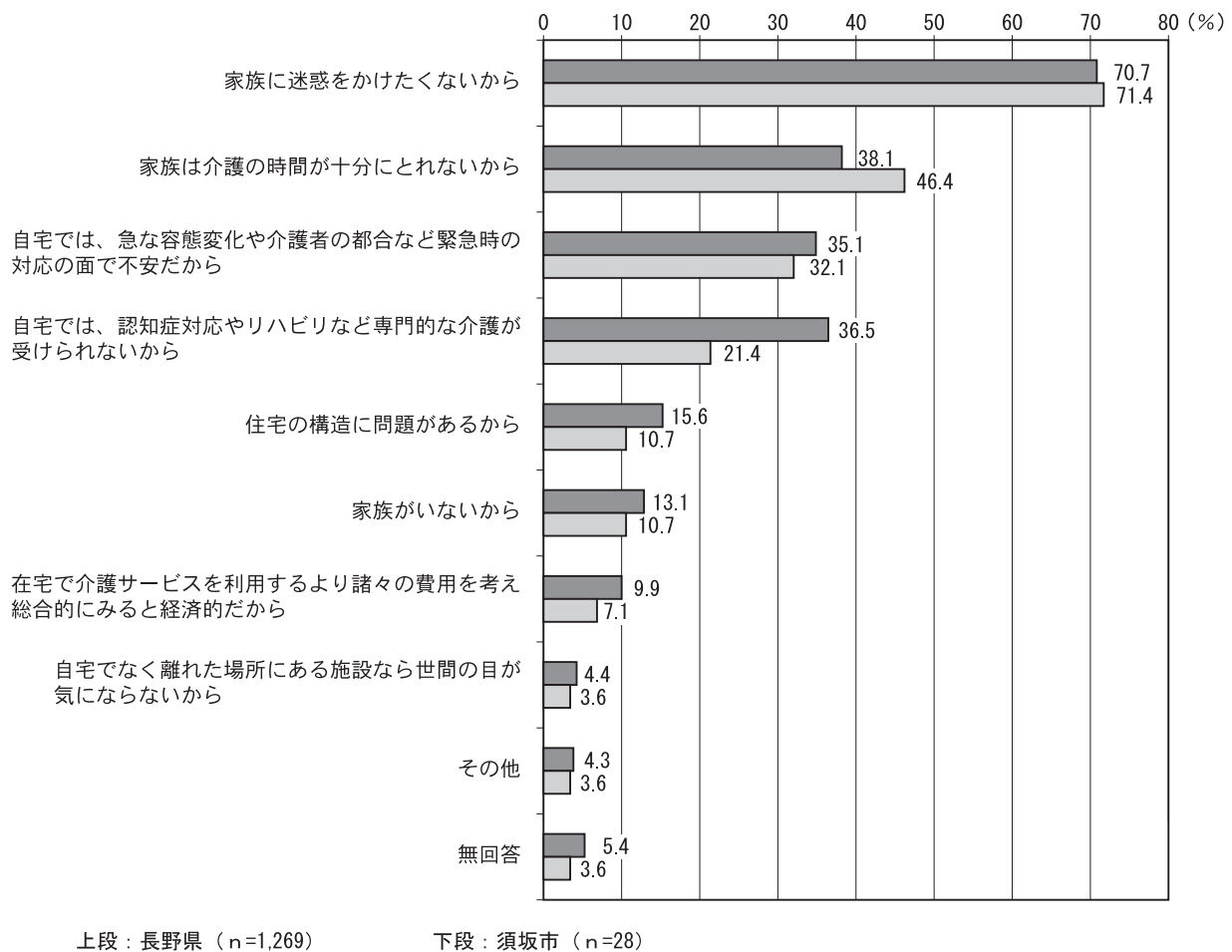
【要介護認定者等調査結果 問47-1 (施設や高齢者向け住まいへの入所（入居）を希望する方のみ) 施設や高齢者向け住まいへの入所（入居）を希望する理由（複数回答）】



【元気高齢者等調査結果 問46 介護が必要となった場合に介護を受けたい場所】



【元気高齢者等調査結果 問46-3 (施設や高齢者向け住まいへの入所(入居)を希望する方のみ) 施設や高齢者向け住まいへの入所(入居)を希望する理由(複数回答)】



(4) 近所の方との付き合いの程度について

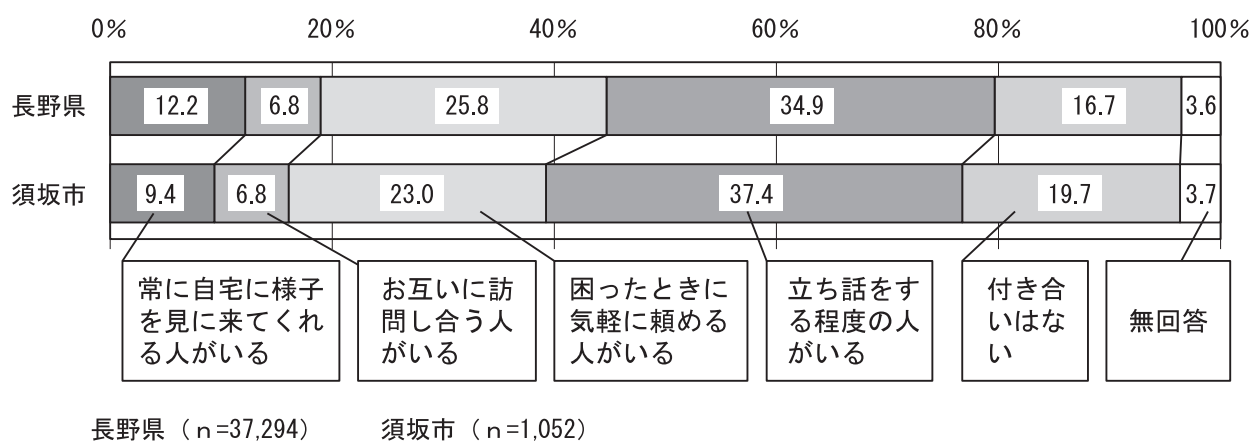
① 地域のつながりの必要性

地域の力は、今後の福祉を考えていく上でも重要な視点です。

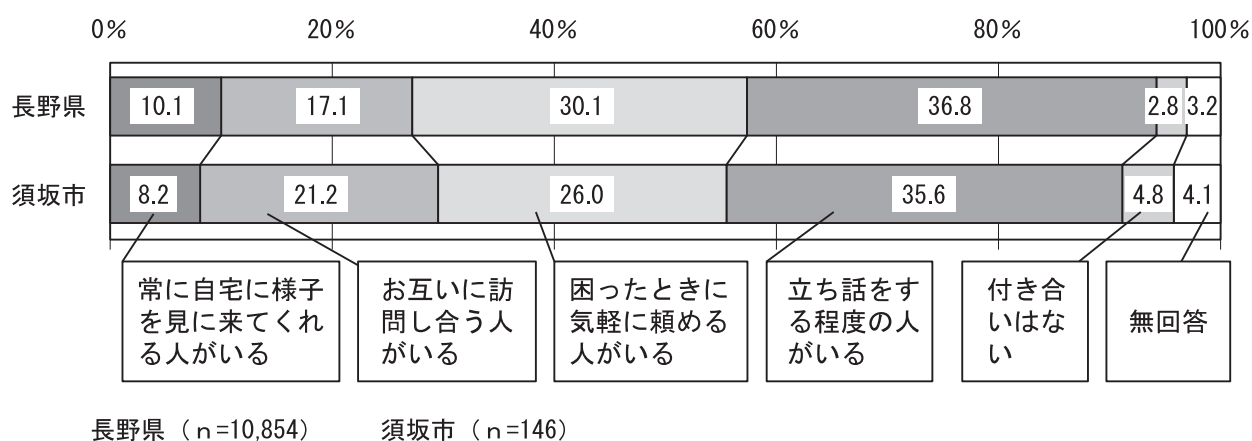
元気高齢者等調査では、立ち話をする程度の付き合いまで含めた場合91.0%、要介護認定者等調査では76.6%と回答しています。

第1章 計画策定の概要

【要介護認定者等調査結果 問5 近所の方との付き合いの程度】



【元気高齢者等調査結果 問3 近所の方との付き合いの程度】



第2章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念・基本目標

第2節 日常生活圏域の設定

第3節 地域包括ケアシステムの構築にむけて

第4節 地域支援事業

第1節**基本理念・基本目標****1. 高齢者いきいきプランにおける基本理念**

須坂市と市民が共に向かうべき方向に当たる基本理念は、前期までの事業計画と次期以降の事業計画を策定する上においても、また、大きく社会が変わっても大きく変わることはないでしょう。

その中において、高齢者福祉施策や介護保険事業の継続的な推進のためには、新たな課題に対応した多様な取組を進めることも必要です。地域で支えるためには、高齢者の担い手を増やすことも重要であり、これは短期間で成しえることは難しく、長期的な視野を要するものと考えられます。

そこで、本プランにおいても、これまでの理念や取組を発展的に受け継ぎながら、「高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で幸せに暮らせるまち」を理念に掲げ、基本理念を実現するための基本目標を「生きがいづくりと社会参加の促進」「安心して暮らせる環境整備」「介護予防と生活支援サービスの充実」「介護保険事業の円滑な運営」と定めます。

2. 基本目標**基本目標1 生きがいづくりと社会参加の促進**

健康でいきいきと、それぞれが生きがいを持って自分らしく生活を送れるよう、地域での役割をもつなど積極的に地域とかかわることでの社会参加ができるよう支援します。

基本目標2 安心して暮らせる環境整備

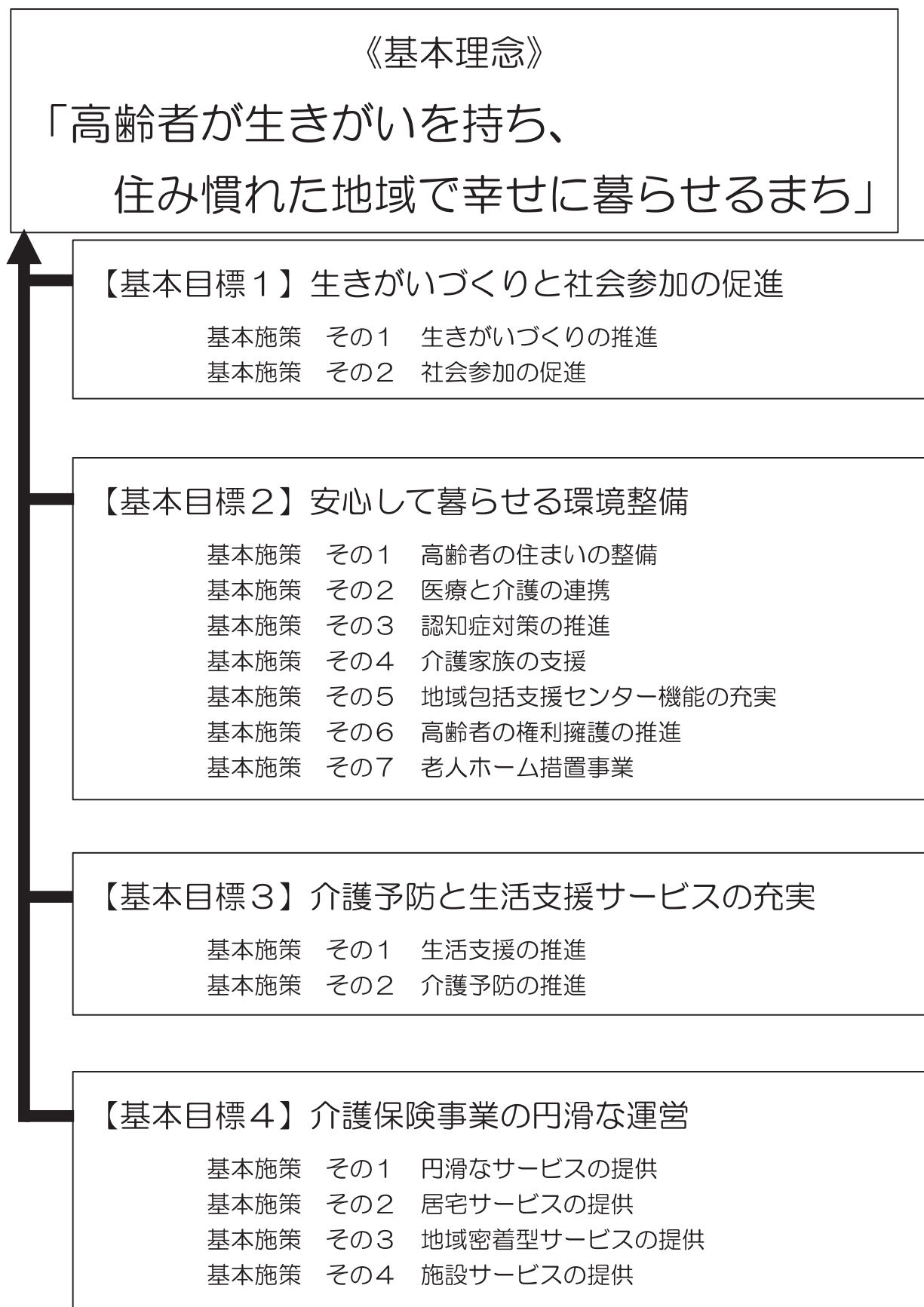
介護の状態となっても、住み慣れた地域で尊厳を持ち自立した生活ができるよう、認知症対策をはじめ介護家族の支援等の推進による環境の整備を行います。

基本目標3 介護予防と生活支援サービスの充実

健康で介護を必要としない生活を送るために必要な介護予防や生活支援サービスを提供します。

基本目標4 介護保険事業の円滑な運営

低所得者層に対する利用料負担への軽減のほか、要介護認定の適正な実施、介護給付の適正化など介護保険制度の円滑な運営を行います。



第2節 日常生活圏域の設定

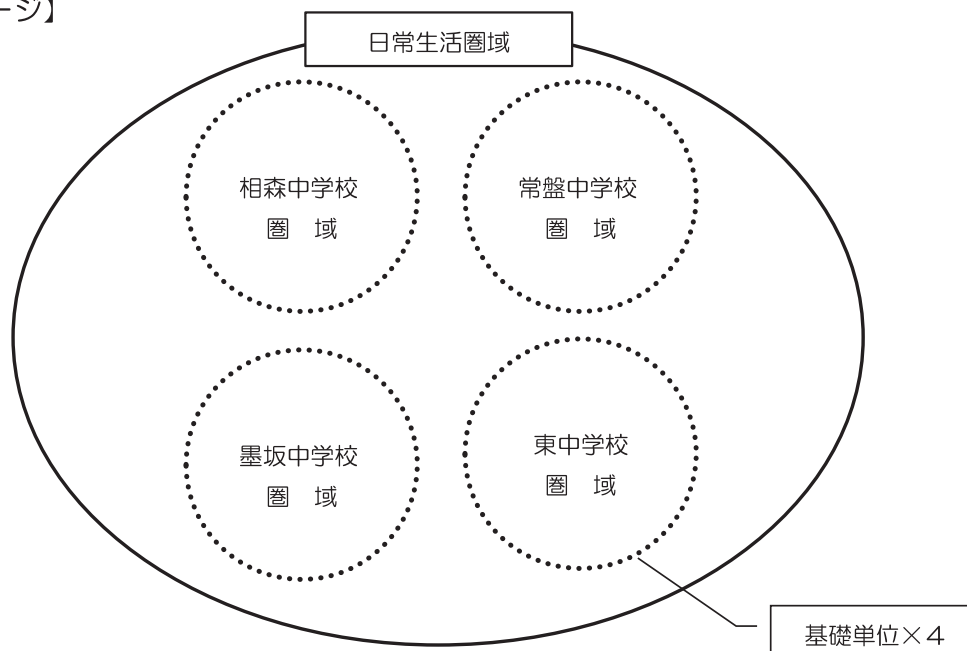
第三期介護保険事業計画の策定から、要介護高齢者等が住み慣れた地域においてサービス利用を可能とする観点から、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して【日常生活圏域】を設定することとなりました。

この【日常生活圏域】は、地域密着型サービスを中心とした介護基盤整備の単位であるとともに、地域包括支援センターとの整合性を図るものとなっています。

須坂市は、昭和29年4月の市制施行以来、繰り返し編入合併を行ってきた経緯があり、昭和46年に現在の姿になり、この合併の歴史的背景から、大きく4つに分けることができます。

第三期介護保険事業計画では、昭和30年に編入した市の南西地域である「旧井上村・旧高甫村」を中心とする「墨坂中学校圏域」、昭和46年に編入した市の南東地域である「旧東村」を中心とする「東中学校圏域」、市の北部地域である「旧豊洲村」と市街地の北部を含めた地域を「相森中学校圏域」そして市街地の東部と「旧日滝村」の一部を含めた地域を「常盤中学校圏域」として【日常生活圏域】を設定しておりましたが、第四期介護保険事業計画の策定の際に、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案したうえで、従来の日常生活圏域を基礎的単位として捉え、その集合体として市内全域を一圏域として設定しており、現在の介護保険事業計画におきましてもその考え方に基づいておりますので、第六期介護保険事業計画においても、同様とします。

【イメージ】



【参 考】 介護保険法抜粋

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

第3節

地域包括ケアシステムの構築にむけて

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」について、須坂市では、介護保険制度が開始された平成12年度より「地域ケア会議」などで取り組みを始め、現在では、須高地域医療福祉推進協議会において、須坂市のみならず須高3市町村で既に医療、介護の関係機関でのシステムの構築を進めており、今後、「生活支援サービス」を含めたケアシステムの構築を進めてまいります。

「生活支援サービス」を考えていく中で、「公助」としての高齢者福祉サービス、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスである「共助」の大幅な拡充を図ることは難しく、ボランティア活動や住民組織による「互助」や、自分のことは自分でする・民間サービスの購入等の「自助」の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが必要です。

地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」

「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。



【すまいとすまい方】生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。

生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

【介護・医療・予防】個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

出典：地域包括ケア研究会報告書

第4節

地域支援事業

地域支援事業は平成18年度に創設された事業で、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されていました。

今回の介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けて大幅な見直しが行われます。全国一律の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）」として実施されます。その趣旨は、既存の介護事業者による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等の多様な主体によるサービスを提供することにより、サービスの効率化と費用の抑制を図りながら、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

また、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備（生活支援体制整備事業）」などが新たに位置づけられ、包括的支援事業の充実が図られます。

【須坂市の地域支援事業】



1. 実施時期

地域支援事業における総合事業の実施については、従来の介護予防給付によるサービスについて、質の確保と費用の効率化を図りつつ、利用者や事業者の混乱なく総合事業へ移行するため、多様な主体によるサービス提供の体制整備や、市の特性を生かした取組など、一定の準備期間が必要です。

須坂市では、総合事業を行うための体制を築くために、経過措置期間を活用し、平成28年度から実施することとします。

なお、包括的支援事業のうち新たな事業である生活支援サービス体制整備については、平成27年4月から取り組みます。

2. 総合事業全体

総合事業には、従来の給付による介護予防訪問介護等に移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、第1号被保険者（65歳以上のすべての高齢者）に対して体操教室や介護予防の普及啓発等を行う「一般介護予防事業」から構成されます。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、自助・互助・共助・公助をつなぎあわせる（体系化・組織化する）役割が重要であり、意識的に「互助」の強化を行うことが必要です。総合事業においては、特にこの「互助（ボランティアなどの支援、地域住民の取組等）」を充実させ、高齢者の社会参加・社会的役割を持つことによる効果的な介護予防への取組を推進します。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

従来の介護予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市が実施主体となり、地域の実情に応じた取組を行う介護予防・生活支援サービス事業の中で実施することになります。

介護予防・生活支援サービス事業の実施にあたっては、効率的で柔軟性のある事業実施につなげるため、既存のサービス（予防給付による訪問介護・通所介護）を軸に、これらを多様な担い手による多様なサービスとして再構築し充実させることで、市民にとって使いやすく、多様なニーズにも行き届くサービスとします。また、須高広域シルバー人材センター等との連携を通じて、元気な高齢者が制度の新たな担い手となって地域を支えるしくみづくりを推進します。

事業の適切かつ効率的な実施の観点から、各種サービスごとに、その内容に応じた基準やサービス単価、利用者負担（利用料）を定めます。

（２）一般介護予防事業

これからの介護予防は、心身の機能向上や認知症予防などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所や出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境への支援を含めた、バランスのとれたアプローチが重要です。

また、従来の一次予防及び二次予防事業対象者の区分をせず、誰もが通いやすい場を充実させることで、社会参加や生きがいづくりを通じた効果的な介護予防への取組を進めていきます。また、介護予防サポーター等による自主グループ活動など、住民による主体的な介護予防への取組が更に充実するよう、支援を行います。

介護予防を機能強化する観点から「地域リハビリテーション活動支援事業」を新たに位置づけ、リハビリテーション専門職等の適切な関与と関係機関との連携による総合的なアプローチにより、高齢者の自立支援に向けた取組を行います。

3. 包括的支援事業

地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとなる「地域ケア会議」への取組を強化します。

在宅医療・介護連携の推進においては、須高3市町村が参加する「須高地域医療福祉推進協議会」を中心に、地域の医療・介護サービス資源の把握や情報の共有、在宅医療・介護連携に関するネットワークの整備、在宅医療・介護関係者の研修などが実施されており、今後須高地域での連携体制の整備のなかで、須坂市の医療介護の連携の推進を行います。

認知症施策の推進においては、早期発見・早期診断につながりやすい体制の整備、認知症の正しい理解について普及啓発を進めます。

また、新たに位置づけられた生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター及び協議体の設置・運営）は、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、日常生活を支えていくための生活支援サービスの体制整備を促進する事業です。須坂市社会福祉協議会や関係機関等と連携しながら、「互助」の充実に向けた取組を推進していきます。

4. 任意事業

任意事業では、家族の介護負担の軽減のため家族介護支援事業、また、介護保険の健全運営のため介護給付費適正化事業等を実施します。

第3章

高齢者福祉施策の推進

第1節 基本目標1 生きがいづくりと社会参加の促進

第2節 基本目標2 安心して暮らせる環境整備

第3節 基本目標3 介護予防と生活支援サービスの充実

第4節 基本目標4 介護保険事業の円滑な運営

第1節

基本目標1 生きがいづくりと社会参加の促進

基本施策 その1 生きがいづくりの推進

健康でいきいきと生活をしていくためには、高齢者それぞれが自分らしく生きがいを持って生活を送ることが大切です。学びの場への参加や地域を支えることの実践などによる生きがいづくりを推進します。

(1) 生涯学習の支援

現 状	心ゆたかな人をはぐくむ生涯学習のまちづくりの主体的な担い手となっていただくため、いつでも、どこでも、誰でも学び学習できるように生涯学習の推進を図っています。また、文化振興事業団や市民団体とともに文化芸術活動を通じたゆとりやうるおいのある生活を支援しています。
課 題	「須坂文化」を創造し心ゆたかな人をはぐくむ生涯学習のまちづくりの主体的な担い手となっていただくために、学習や活動の場の周知が必要です。
方向性	必要な情報提供を行い、生涯学習の推進を図ります。

(2) 高齢者訪問事業・金婚寿詞贈呈

現 状	長寿をお祝いして、高齢者訪問は88歳・100歳・男女最高齢者を対象に実施し、金婚対象者にも祝状（寿詞）と記念品を配付しています。
課 題	高齢者の増加に伴い、実施内容について検討の必要があります。
方向性	実施内容について、関係団体と検討を行い実施します。

(3) 助け合い起こし関連事業

現 状	地域住民の参加と関係団体との連携により行われている、地域の実情に応じた創意と工夫によるふれあいサロン、高齢者昼食会、ボランティア活動等の支援を行っています。
課 題	サービスを提供する協力者の拡大が必要です。
方向性	関係団体と連携し、サービス提供体制の充実を図ります。

(4) シニア大学の参加支援

現 状	高齢者が仲間づくりの輪を広げながら新しい知識を身につけ、充実した生活を送るとともに、豊かな経験や知識を積極的に地域社会に役立てていただくよう参加の支援を行っています。
課 題	積極的な参加への支援が必要です。
方向性	広報等を活用し参加について支援します。

(5) 老人福祉センター運営事業

現 状	60歳以上の方が、生活・健康相談、教養の向上、レクリエーションなど楽しいひと時を過ごしていただく場として、くつろぎ荘、永楽荘の運営と助成を行っています。
課 題	施設の老朽化の対応と利用者数の拡大が必要です。
方向性	永楽荘の運営について関係機関と検討していきます。

第3章 高齢者福祉施策の推進

(6) ゲートボール場運営事業

現 状	高齢者の交流を促進し、健康の保持増進を図るため運営しています。
課 題	利用者数の拡大が必要です。
方向性	関係機関と連携し利用者の拡大を図ります。

(7) 生きがい活動支援通所事業

現 状	旭ヶ丘ふれあいプラザとくつろぎ荘で、生活指導、日常動作訓練、健康チェック、健康相談、趣味活動等を行っています。
課 題	総合事業の導入に伴い、事業の見直しが必要です。
方向性	総合事業の体制整備に合わせて、事業内容を見直します。

(8) 「すざかマイ・ノート」普及事業（ハッピーエンド計画）

現 状	高齢者が自分の人生を振り返り、これからの人生を見つめるきっかけとするために、エンディングノート「すざかマイ・ノート」を作成し、活用講座を開催しています。
課 題	「すざかマイ・ノート」について、さらに周知が必要です。
方向性	広報の活用や介護予防教室等により周知を図ります。

基本施策 その2 社会参加の促進

高齢者が人生の経験の中で培ってきた経験や技術をもとに就業や地域活動等をとおしての社会参加の機会を増やし、地域を支えていくことができるように支援します。

(1) 須高広域シルバー人材センターの支援

現 状	高齢者の希望に応じて、その経験と能力を活かした就業機会を提供し、生きがいづくりと社会参加を図っているシルバー人材センターの運営を支援しています。
課 題	会員数と事業の拡大が必要です。
方向性	高齢者が地域を支える担い手となるよう継続支援します。

(2) 老人クラブ活動の支援

現 状	高齢者の生きがいと健康づくりのための社会活動を行う老人クラブの活動を支援しています。
課 題	老人クラブの継続が課題です。
方向性	老人クラブの活動を継続支援します。

(3) 地域活動への参加支援

現 状	高齢者の交流の場や自主サークル等への参加を支援しています。
課 題	参加者の拡大が必要です。
方向性	須坂市社会福祉協議会等関係機関、市民団体との連携を強め、地域活動への参加者の拡大を進めます。

第2節

基本目標2 安心して暮らせる環境整備

基本施策 その1 高齢者の住まいの整備

住宅は市民生活の重要な基盤であり、高齢者が長年住み慣れた地域の中で家族とゆとりある住生活を実現できるよう、住宅・住環境の整備を行うことが重要です。また、建築物、道路、交通等における物理的な障害の除去など、生活環境面の改善は高齢者のみならず障がい者、病弱者、子どもといった身体的に弱い立場にある市民の自立と社会経済活動への参加を促進するための基礎的な条件であり、一層の改善を図ることが必要です。

(1) 居住環境の整備

現 状	住宅改良促進事業により、住宅改修費の支給を通じて居室、トイレ、浴室、階段等の整備について助成を行っています。
課 題	高齢者が住み慣れた環境で安心して日常生活を営むために、整備支援が必要です。
方向性	引き続き整備の助成と相談支援を行います。

(2) 公共施設のバリアフリー化

現 状	高齢者、障がい者に配慮したまちづくり推進のため、公共施設の整備にはバリアフリー化を実施し、人にやさしい建築物整備促進により病院、老人ホーム、商店等のバリアフリー化に向けた環境整備に取り組んでいます。
課 題	年齢や障がいの有無等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい福祉のまちづくりを計画的、総合的にさらに推進する必要があります。
方向性	関係機関と連携し環境整備に取り組みます。

(3) 高齢者住宅の充実

現 状	市営住宅等の建替え・改修に際しては、高齢者が住みやすく、使いやすいことを前提とした高齢者向け住宅の整備を推進しています。
課 題	高齢者が住み慣れた環境で安心して日常生活を営むために、サービス付き高齢者向け住宅等の整備について検討が必要です。
方向性	既存の高齢者住宅の運営管理と必要な施設の整備を引き続き検討します。

基本施策 その2 医療と介護の連携

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

(1) 医療と介護の連携

現 状	地域の医療機関や介護保険事業所等との連携を進めています。
課 題	多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、須高地域医療福祉推進協議会や地域ケア会議により、医師会・地域の関係機関等の連携体制の構築を図ることが必要です。
方向性	地域包括ケアシステムの構築に併せて、地域の関係機関との連携体制の構築を図ります。

第3章 高齢者福祉施策の推進

基本施策 その3 認知症対策の推進

認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症についての正しい知識の普及や相談体制の充実による支援を行います。

(1) 認知症の相談・支援

現 状	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等のブランチ業務委託先での相談に加え、須高医師会の協力のもと、もの忘れ相談を実施しています。
課 題	地域包括支援センターを中心に、医療機関（主治医・専門医）と支援機関が連携でき、切れ目のない支援体制の構築が必要です。
方向性	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を置き、相談支援の充実と支援体制の構築を推進します。

(2) 徘徊高齢者の支援

現 状	徘徊による事故等の発生の可能性もあることから、GPS（人工衛星による位置情報システム）と携帯電話の電波を併用した高精度の位置情報検索システムに加入する場合、初期費用及び搜索費用に対する補助を行っています。 認知症高齢者が行方不明になった時に、警察が中心となり防犯協会に加入している団体や、市の防災メールを活用し発見保護するしくみになっています。
課 題	徘徊高齢者家族支援助成事業について周知が必要です。 徘徊高齢者を見守るネットワークを構築することが必要です。
方向性	広報等を活用し助成事業の周知を図ります。 徘徊高齢者を見守るネットワークの構築を進めます。

(3) 認知症高齢者の家族のつどい

現 状	認知症高齢者を介護している介護者を対象にして、家族のつどいを年4回開催しています。
課 題	周知方法の検討と新規参加者の拡大が必要です。
方向性	内容を充実し、継続実施します。

(4) 認知症サポーター養成講座

現 状	認知症に関する正しい知識を学び、適切な対応ができることを目的に、認知症高齢者や家族を見守り支援する認知症サポーターを養成しています。目標の5,000人に達しています。
課 題	基本的な講座に加え、実践的なステップアップ講座も必要です。 講座の講師役の認知症キャラバンメイトの活躍の場の提供とフォローアップ講座、新たなキャラバンメイトの養成も必要です。
方向性	認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成の充実を図るとともにそれぞれの活躍の場の提供に努めます。

(5) 市民団体への支援

現 状	まゆの会が年8回開催する「認知症の人と家族の会」を支援しています。
課 題	市民団体の活動の周知と、新規参加者の拡大が必要です。
方向性	認知症の人や家族、支援する人達が参加して、情報交換等を行う場（オレンジカフェ等）の設置をまゆの会や関係機関等と連携し進めます。

基本施策 その4 介護家族の支援

在宅で介護をされているご家族に対して、交流を図る場や介護方法などの知識・技術の習得の場となる教室の開催などによる支援を行います。

(1) 家族介護支援事業（宅老所緊急宿泊等支援事業）

現 状	介護者が急病等緊急な事由により介護ができない場合に、宅老所の宿泊に要した費用の一部を補助しています。
課 題	事業内容の周知が必要です。
方向性	広報等により事業周知を図り継続実施します。

(2) 家族介護教室

現 状	介護方法や各種保健福祉サービス等について知識・技術の習得の場や介護者が交流を図る場として教室を開催しています。
課 題	介護者ニーズの把握と事業の周知が必要です。
方向性	介護者のニーズに合った教室を開催し、効果的な周知ができるよう検討し、継続実施します。

(3) 家族介護者交流事業

現 状	おおむね65歳以上の寝たきり及び認知症のある高齢者並びに重度の心身障がい者を在宅で介護している家族に対して、介護から一時的に離れ、相互交流を行うことにより元気回復を図るため、交流会・介護方法に関する相談等を実施しています。
課 題	参加者数の拡大が必要です。
方向性	事業の周知を図り継続実施します。

(4) 在宅福祉介護者慰労金支給事業

現 状	寝たきりの高齢者等を家庭において介護している方に対して、慰労金を支給しています。
課 題	事業内容の検討が必要です。
方向性	事業内容の検討を行い実施します。

第3章 高齢者福祉施策の推進

基本施策 その5 地域包括支援センター機能の充実

高齢者になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域包括支援センター運営協議会での協議を経て、高齢者の生活を総合的に支援する拠点として充実を図ります。

(1) 総合相談事業

現 状	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行なっています。 また、身近な所で相談支援が受けられるように、相談・訪問等について在宅介護支援センター等3事業所にランチ業務（相談窓口業務）を委託しています。地域包括支援センターとランチ業務委託先との連携を図るために地域包括支援センター業務連絡会を月1回開催しています。
課 題	高齢者の増加に対応するため、相談体制の充実が望まれます。
方向性	相談体制を充実にし、継続実施します。

(2) 地域ケア会議

現 状	高齢者の多様なニーズに見合う保健・医療・福祉・介護のサービスを調整し、介護予防・生活支援の観点から効果的なサービスを総合的に推進するための会議を開催しています。
課 題	ケースごとの個別会議を積み重ね、地域課題の把握から、地域づくり施策形成につなげていくことが重要です。
方向性	地域ケア会議が介護保険法で制度的に位置づけられました。地域課題の把握と、課題解決のための施策を推進できるよう充実にし継続実施します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

現 状	ケアマネジャーの日常的個別指導や相談、支援困難事例の指導・助言を行ったり、ケアマネジャーのネットワークづくりを行なっています。専門職としての質の向上を図るための会議を定期的で開催しています。また、主治医との連携等関係機関との協働を図っています。
課 題	地域包括支援センターと関係機関が協働して、地域課題を分析し、高齢者の支援を進める必要があります。
方向性	地域課題を把握し、充実にし継続実施します。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

現 状	要支援1・2と認定された方を対象に、要支援状態の改善や要介護状態にならないための介護予防プランを作成しています。
課 題	平成28年度からの総合事業を実施するにあたり、対象者によりケアマネジメント方法が異なるため、国のガイドラインを参考にしながら、市の実施要領の作成が必要となります。
方向性	平成27年度に実施要領を作成し、平成28年度から実施します。

基本施策 その6 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の人権擁護に関する啓発に努めると共に、高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連携や成年後見制度についての情報提供及び高齢者の権利擁護の支援を行います。

(1) 虐待防止事業

現 状	高齢者に対する虐待の防止や早期発見のために関係機関との連携を図ったり、成年後見制度についての情報提供等、高齢者の権利擁護に関する事業を行っています。相談等に対応したり適切な機関を紹介したり、パンフレットや広報で啓発をしています。
課 題	今後も高齢者の増加と共に高齢者虐待の増加が考えられます。虐待の未然防止・早期発見のためにも、多くの関係機関と虐待につながりやすいリスクや初期対応等に関する研修を行い、連携を図っていく必要があります。また、虐待が疑われた時の避難場所や、虐待者の介護負担軽減につながる支援の充実も必要です。
方向性	関係機関と連携を図りながら、虐待の未然防止・早期発見に努めます。また、虐待者の介護負担軽減につながる支援を進めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

現 状	判断能力が不十分で、身寄りのない重度の認知症の高齢者等が財産管理や介護保険サービスを受けるなどの場合に後見人（保佐人、補助人）の選任などを申し立てる成年後見制度について、その手続きの支援及び費用の助成をしています。
課 題	成年後見制度について周知が必要です。
方向性	エンディングノート「すざかマイ・ノート」の活用講座や広報等を活用し周知を図ります。

(3) 消費者被害防止の推進

現 状	高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺による被害が増加しています。警察等関係機関と連携し、見守りや啓発を行い被害防止に努めています。
課 題	被害に遭わないよう見守りや啓発が必要です。
方向性	関係機関と連携して、より一層の見守りや啓発を行います。

基本施策 その7 老人ホーム措置事業

身体上、精神上又は環境上の事情、並びに経済的な事情により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を行います。

(1) 老人ホーム措置事業

現 状	養護老人ホームと特別養護老人ホームへ入所措置を行っています。
課 題	入所を必要とする対象者の把握が必要です。 必要時にすみやかに入所できる体制が必要です。
方向性	関係機関と連携し入所対象者の把握と、すみやかに入所できる体制を整えるよう努めます。

第3節

基本目標3 介護予防と生活支援サービスの充実

基本施策 その1 生活支援の推進

高齢者が自立した生活を維持するために、公的な支援のほか地域の資源を活用した生活支援を行います。

(1) 「食」の自立支援事業

現 状	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、調理が困難な方等を対象に、自宅へ昼食・夕食を配食し、あわせて安否を確認しています。
課 題	栄養改善としての役割を検討する必要があります。
方向性	事業内容の検討を行い実施します。

(2) 高齢者住宅等安心確保事業

現 状	末広ハイツ（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、入居者の生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応を行っています。
課 題	生活援助員による相談・対応の充実の必要があります。
方向性	生活援助員と連携し相談・対応の充実を図ります。

(3) 福祉移送サービス事業

現 状	おおむね65歳以上で寝たきり又は車いす利用で公共交通機関利用が困難な方を対象に、居宅から在宅福祉サービス提供場所、医療機関への送迎を行っています。
課 題	他の交通施策との調整・整合を図ることが必要です。
方向性	他の交通施策との調整・整合を図り継続実施します。

(4) 緊急通報システム事業

現 状	ひとり暮らしの高齢者等を対象に、緊急通報装置の設置を行っています。
課 題	携帯電話等での利用の検討が必要です。
方向性	利用者の利便向上等の検討を行い継続実施します。

(5) 日常生活用具給付事業

現 状	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に火災警報器、自動消火器、電磁調理器の給付を行っています。
課 題	事業の周知が必要です。
方向性	広報等を活用し周知を図ります。

(6) 福祉利用券給付事業

現 状	要介護認定を受けた寝たきり及び認知症の方を対象に、福祉利用券（寝具クリーニング利用券、タクシー乗車利用券、おむつ購入利用券、理容・美容利用券）給付事業を行っています。
課 題	対象者の見直しの必要があります。
方向性	対象範囲・給付内容について検討し継続実施します。

(7) 福祉タクシー運行事業

現 状	寝たきり高齢者等の外出を支援するため、福祉タクシー車両の運行を行っています。
課 題	他の交通施策との調整・整合を図ることが必要になります。
方向性	他の交通施策との調整・整合を図り実施します。

(8) ひとり暮らし老人安心コール事業

現 状	ひとり暮らし高齢者を対象に、電話による安否確認とボランティアとの交流を図っています。
課 題	電話によるコミュニケーションが難しい方には他のサービス利用の検討が必要です。
方向性	継続実施し利用者の状況に応じて他のサービス利用を勧めます。

(9) 生活管理指導短期宿泊事業

現 状	要介護、要支援に該当しないおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、基本的な生活習慣等の指導が必要な方を対象に、一時的に預かり、宿泊による指導を行っています。
課 題	利用料について検討が必要です。
方向性	関係施設と利用料について検討し継続実施します。

(10) 買い物弱者の支援

現 状	市内を回っている移動販売業者へ、買い物弱者について情報提供を行っています。
課 題	買い物弱者に関する情報収集が必要です。
方向性	民生児童委員や関係事業者と連携し、地域の要望を反映できるよう情報収集・情報提供に努め継続実施します。

(11) 外出支援

現 状	すざか市民バス、すざか乗合タクシー等の利用を促進しています。
課 題	公共交通機関利用が困難な高齢者の移動手段を検討する必要があります。
方向性	多様な担い手による移動手段を検討します。

第3章 高齢者福祉施策の推進

(12) 「新・地域見守り安心ネットワーク」の整備

現 状	地区支部社会福祉協議会を中心に区役員、消防団、民生児童委員など関係機関と連携し、見守りを要する高齢者等の安全安心のため「新・地域見守り安心ネットワーク」を整備しています。
課 題	ネットワークの利用範囲が課題となっています。
方向性	利用範囲・利用方法を検討し継続実施します。

(13) 「見守り支援事業協力隊」の設置

現 状	新聞販売事業所、乳飲料宅配事業所、郵便事業所、電気事業所等の訪問事業所と連携し、高齢者宅で異変に気付いた時の通報や対応について体制を整備しています。
課 題	「見守り支援事業協力隊」に参加する事業所の拡大が必要です。
方向性	新たに「見守り支援事業協力隊」に参加する事業所の拡大に努めます。

(14) 生活支援体制の整備【新規】

地域で高齢者の日常生活を支えていくために、平成27年度から生活支援コーディネーターを置き、地域資源の発掘、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化などを進めることにより、生活支援サービスの体制の整備を行います。

基本施策 その2 介護予防の推進

健康長寿を実現するためには、生活習慣病予防をはじめ心身の健康づくりと介護予防が重要です。介護予防は単に寝たきりなどの介護が必要な状態にならないよう予防するだけでなく、地域で介護予防の取り組みを継続できる環境づくりも大切です。農作業や家事等で日々の生活を活発に過ごすことや地域の社会活動等への参加を勧めていきます。また、介護が必要な状態になっても心身機能の維持・改善となるように支援を行います。

(1) 健康づくり

現 状	元気にいきいきと生活するために高齢者の心身の健康づくりに取り組んでいます。
課 題	高血圧、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防及び認知機能や運動機能の低下を予防するため、望ましい生活習慣の維持・改善を図るとともに、こころのケアの取組も重要です。
方向性	須崎市健康づくり計画に基づき、高齢者の健康づくりを進めます。

(2) 介護予防把握事業

現 状	二次予防事業対象者把握事業として基本チェックリストの郵送による配付回収を行い、把握した対象者に相談指導等を実施し、介護予防の取組へつなげています。
課 題	対象者把握のために、民生児童委員等の地域住民や医療機関をはじめとする関係機関との連携が必要です。
方向性	基本チェックリストの郵送による配付回収を平成26年度で廃止し、平成27年度からは更に関係機関との連携や相談体制の充実を図り、継続実施します。

(3) 通所型介護予防事業

現 状	二次予防事業の通所型介護予防事業として、運動器の機能向上及び認知機能低下予防等を目的に各種教室を実施しています。
課 題	教室終了後、高齢者自身が主体的に継続して介護予防に取り組める仕組みづくりが必要です。
方向性	平成27年度までは委託事業所と連携し継続実施します。平成28年度からは総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスとして要支援者等を対象に実施します。 高齢者自身が主体的に継続して介護予防に取り組める仕組みづくりを検討します。

(4) 訪問型介護予防事業

現 状	保健師・看護師等が家庭訪問し、相談指導等を実施しています。
課 題	相談指導内容により、管理栄養士や歯科衛生士、リハビリテーション専門職等、多職種による支援が必要です。
方向性	平成27年度までは継続実施し、平成28年度からは多職種による支援体制を充実し、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスとして要支援者等を対象に実施します。

(5) 介護予防普及啓発事業

現 状	各種健康講座・健康相談等を実施しています。
課 題	高齢者自身が主体的に介護予防に取り組める仕組みづくりが必要です。
方向性	平成27年度までは継続実施し、平成28年度からは総合事業の一般介護予防事業として実施します。

(6) 地域介護予防活動支援事業

現 状	介護予防を推進するボランティアを養成し活動を支援しています。
課 題	住民の主体的な介護予防の取り組みのため、介護予防サポーターの活動等を更に活性化していく必要があります。
方向性	平成27年度までは継続実施し、平成28年度からは総合事業の一般介護予防事業として須坂市社会福祉協議会と協働し実施します。

(7) 介護予防事業評価事業【新規】

介護予防事業が効果的かつ適切に実施しているか評価する必要があるため、総合事業の一般介護予防事業として平成28年度から事業評価します。

(8) 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

地域においてリハビリテーション専門職等による自立支援に資する取り組みを総合事業の一般介護予防事業として平成28年度から実施します。

第4節

基本目標4 介護保険事業の円滑な運営

基本施策 その1 円滑なサービスの提供

質の高い介護保険サービスの提供や介護保険サービスの適正利用を推進するため、事業所への指導をはじめ介護相談員の派遣事業等を実施します。

(1) 介護給付費適正化事業

① 認定調査の適正化

現 状	専任の職員配置をして認定調査結果の適正を図っています。
課 題	迅速な認定をするために認定調査員の確保をはじめ、関係機関との連携が必要です。
方向性	認定調査員の研修を充実し、迅速で適正な認定事務を継続して実施します。

② ケアプランの適正化

現 状	増え続ける介護給付費を必要最小限のものとするため、各事業所に対してのケアプランチェック等により、サービス内容の適正化を図っています。
課 題	きめ細やかな給付及びケアプラン内容の適正化のため継続した指導が必要です。
方向性	各事業所に対し、給付とケアプランの適正化指導を継続して実施します。

(2) 介護相談員派遣事業

現 状	サービスの質の向上を図るため、介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の声を聞き取り、サービス事業者との調整を行っています。
課 題	介護相談員が訪問する施設を増やすことが必要です。
方向性	訪問施設の増加を図りながら、継続実施します。

(3) 介護老人福祉施設等の整備

現 状	平成26年5月に地域密着型特別養護老人ホームが開所し、市内では4施設の特別養護老人ホームが運営されています。
課 題	平成26年3月末現在、在宅での介護で特別養護老人ホームへの入所を希望されている方が64人となっており、依然として待機者がいます。
方向性	本計画期間中に地域密着型特別養護老人ホーム1施設（定員29人）を整備します。

基本施策 その2 居宅サービスの提供

介護が必要な高齢者が、住み慣れた居宅で介護を受ける場合に提供されるサービスで、以下のサービスの提供を行います。

(1) 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身体介護、調理や買い物、洗濯や掃除などの生活援助、通院の乗降介助などを行います。

(2) 訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

(3) 訪問看護

看護師等による健康状態の観察、療養生活の援助、リハビリテーションを行います。

(4) 訪問リハビリテーション

機能回復訓練の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

(6) 通所介護

日帰りで食事や入浴などのサービスを行います。

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを行います。

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を行います。

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を行います。

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなどにおいて、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。

(11) 福祉用具貸与

車いすや特殊寝台、歩行器や杖などの福祉用具を貸し出します。

(12) 特定福祉用具販売

腰掛便座や入浴補助用具などを購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。

(13) 住宅改修

手すり設置や段差解消などの小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。

第3章 高齢者福祉施策の推進

(14) 居宅介護支援

ケアマネジャーが本人や家族と相談してケアプランを作成するほか、サービス提供事業者と調整をして利用者が安心して介護サービスを利用できるように支援します。

基本施策 その3 地域密着型サービスの提供

地域密着型サービスは、各市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、地域包括ケアの推進の中心として整備を進めていきます。

須坂市では第五期介護保険事業計画期間に「地域密着型特別養護老人ホーム」1施設を開設しましたが、今後の高齢者人口の増加を考慮する中で、第六期介護保険事業計画の中間年に当たる平成28年度に「地域密着型特別養護老人ホーム」の開所を見込みます。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型と随時の対応を行うサービスです。

現在、市内にはサービス提供事業所はありませんが、良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

(2) 夜間対応型訪問介護

居宅要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問と通報により、居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

現在、市内にはサービス提供事業所はありませんが、良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

(3) 認知症対応型通所介護（認知症高齢者専用デイサービス）

居宅要介護者の認知症高齢者が、日帰りの介護施設に通い、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

現在、市内に1施設（定員12人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでしたが、良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

(4) 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、居宅要介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。

現在、市内に2施設（定員50人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでしたが、計画期間中の状況によって、次期以降の計画策定の課題とします。

(5) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の方がグループホームにおいて、介護や日常生活上の支援、機能訓練を行うサービスです。

現在、市内に5施設（定員63人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでした。計画期間中の状況によって、次期以降の計画策定の課題とします。

(6) 地域密着型特定施設入所者生活介護（定員30人未満の介護専用型特定施設）

入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウス入居者に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排せつなどの介助や日常生活の介助、機能訓練などのサービスを提供します。

現在、対応施設は市内にありません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養・定員30人未満）

介護老人福祉施設で定員が29人以下である場合に該当します。居宅での介護が困難な方が入所して、食事や入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練などのサービスを提供します。

現在、市内に1施設（定員29人）が整備されています。

今後の特養待機者の推移を勘案し、必要量を確保するために、本計画期間中に1施設（定員29人）を整備します。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、看護師などによる療養上の世話や診療の補助のサービスを受けられます。

本計画での当該サービスは見込みませんでした。今後の事業者参入の意向等を考慮するなかで整備の誘導を図ります。

(9) 地域密着型通所介護

利用定員18人以下の通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行されます。【平成28年4月施行】

基本施策 その4 施設サービスの提供

在宅での介護が困難になった場合に施設への入所により提供されるサービスで、以下のサービスの提供を行います。

(1) 介護老人福祉施設

常に介護が必要で、自宅では介護できない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けることができます。

第3章 高齢者福祉施策の推進

(2) 介護老人保健施設

症状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションを受けることができます。

(3) 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わり、症状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設で、介護等の世話、機能訓練、その他必要な医療を受けることができます。

高齢者福祉施策の指標

指 標		平成25年度実績	平成29年度目標
基本目標1 生きがいつくりと社会参加の促進			
	老人福祉センター年間利用者数	55,136人	61,000人
	シルバー人材センター・老人クラブ会員数	3,105人	3,500人
基本目標2 安心して暮らせる環境整備			
	高齢者住宅改良促進事業年間助成件数	4件	5件
	認知症サポーター累積養成人数	4,478人	7,800人
	家族介護教室年間参加人数	294人	300人
	認知症地域支援推進員の設置	無	有
	すざかマイ・ノート活用講座累積参加者数	672人	1,400人
基本目標3 介護予防と生活支援サービス			
	緊急通報システム利用者数	289人	330人
	見守り支援事業協力隊参加事業者数	13事業者	18事業者
	生活支援コーディネーターの設置	無	有
	元気高齢者数	12,843人	13,600人
	介護予防サポーター累積養成人数	210人	300人
	地域リハビリテーション活動支援事業の実施	無	有

第4章

介護保険事業計画の推進

第1節 第六期介護保険事業計画の策定

第2節 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移

第3節 介護保険サービスの利用状況

第4節 介護保険サービスの整備と利用者数の見込み

第5節 第1号被保険者の保険料

第6節 低所得者等への対応

第1節

第六期介護保険事業計画の策定

1. 第六期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）の位置付け

介護保険制度は、須坂市が保険者となって制度の運営を行っています。

介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、公費で50%、第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（医療保険に加入している40歳から64歳の方）の保険料の50%でまかなわれています。須坂市は、介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画を定め、この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、須坂市の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画となっています。

第六期介護保険事業計画は、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が65歳以上となる平成27（2015）年、75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年を見据える中で、第五期から開始された地域包括ケアシステムの実現に向けての方向性を承継していくものとして策定します。

2. 介護保険制度の改正内容

（1）地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（平成27年4月）

「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの充実・強化」

（2）全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を介護保険制度の地域支援事業で実施（平成30年3月まで）

（3）特別養護老人ホームを中重度者（原則要介護3以上）を支える機能へ重点化（平成27年4月）

（4）低所得者の保険料の軽減割合を拡大（平成27年4月）

（5）利用者の自己負担の見直し（平成27年8月）

① 一定以上所得のある利用者の自己負担の1割から2割への引き上げや、高額介護サービス費の上限額の引き上げ

② 低所得の施設利用者の居住費・食費の負担額の軽減について、対象要件に資産などを追加

（6）その他、小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行（平成28年4月）や、サービス付き高齢者向け住宅の住所地特例への適用（平成27年4月）等

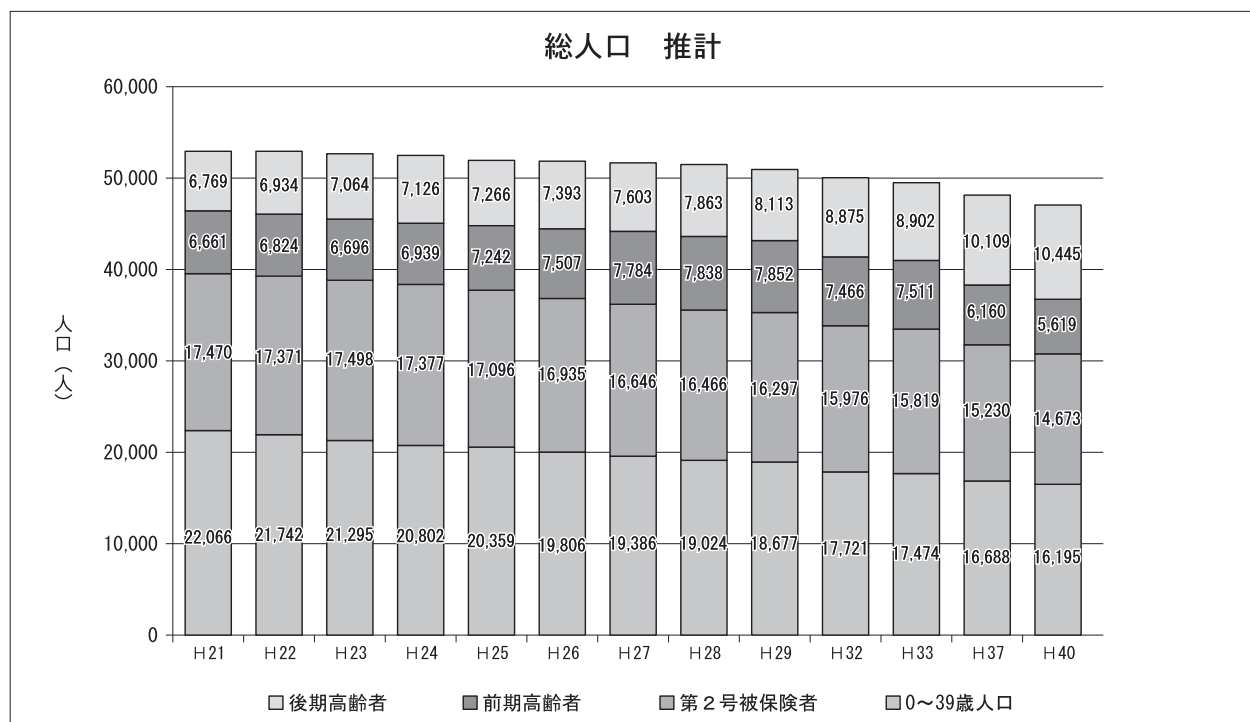
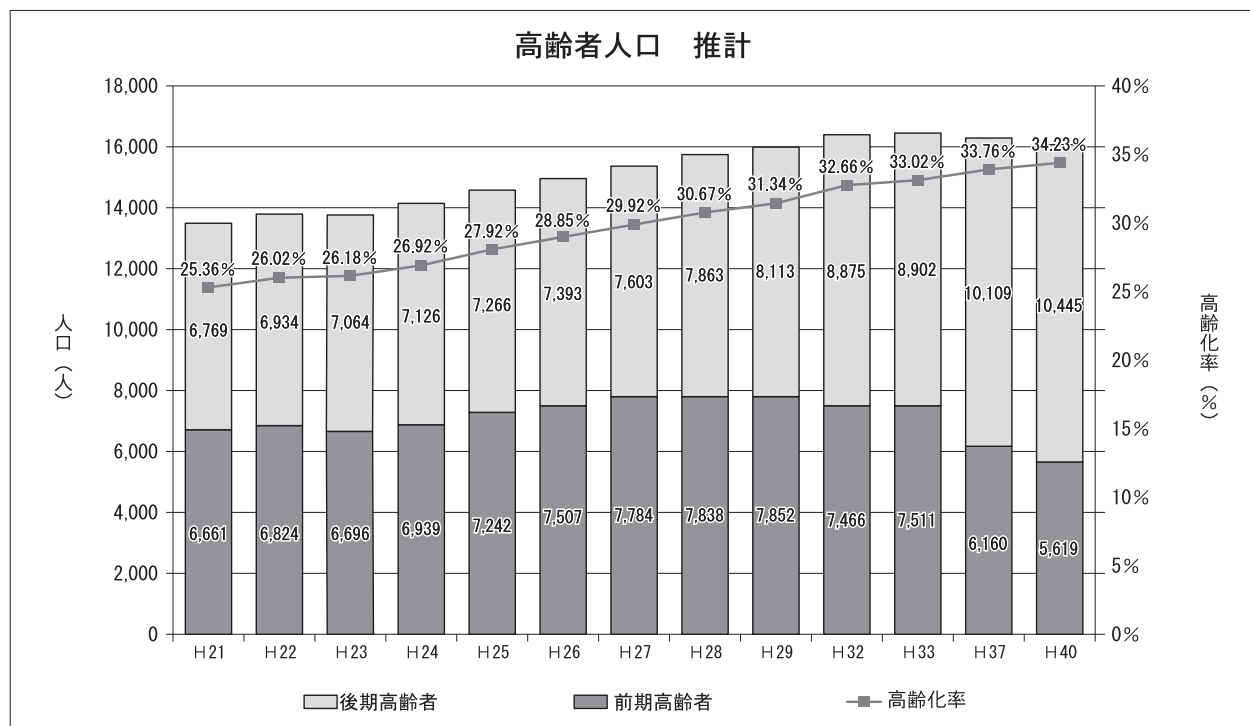
第2節

第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移

1. 須坂市の人口の推移と将来推計

須坂市の人口は、0歳～39歳までの人口の減少が続いており、平成33年には、5万人を割り込むと推計しています。

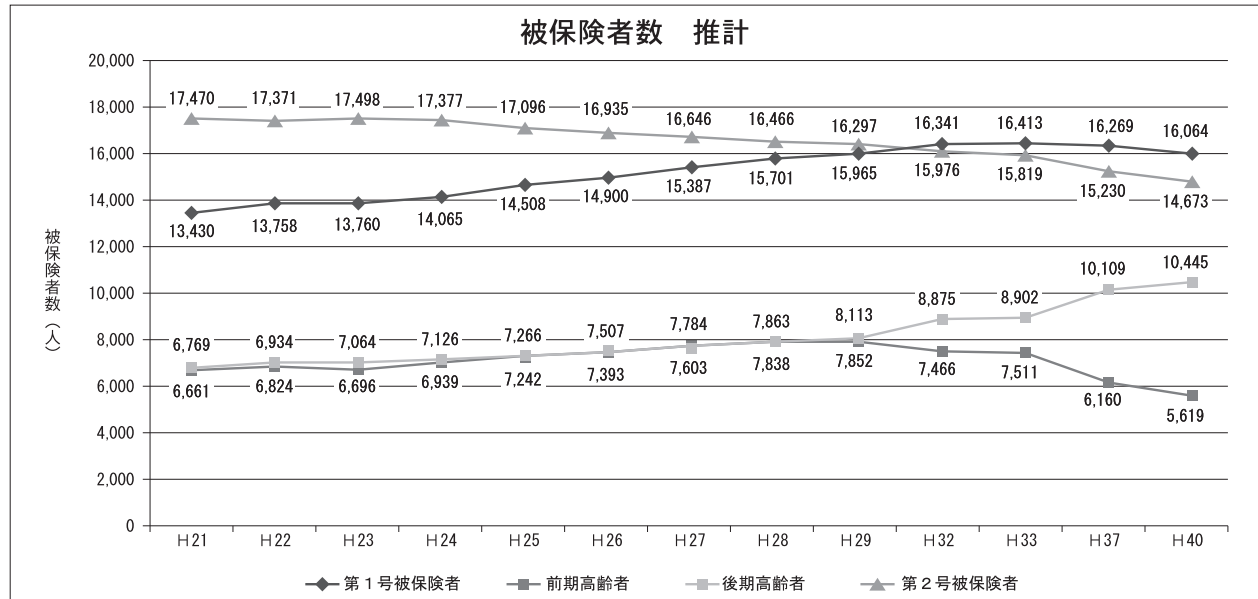
一方で、65歳以上の高齢者数は平成33年のピークまで上昇し、高齢化率も平成28年には30%を超えると推計しています。



2. 被保険者数の推移と将来推計

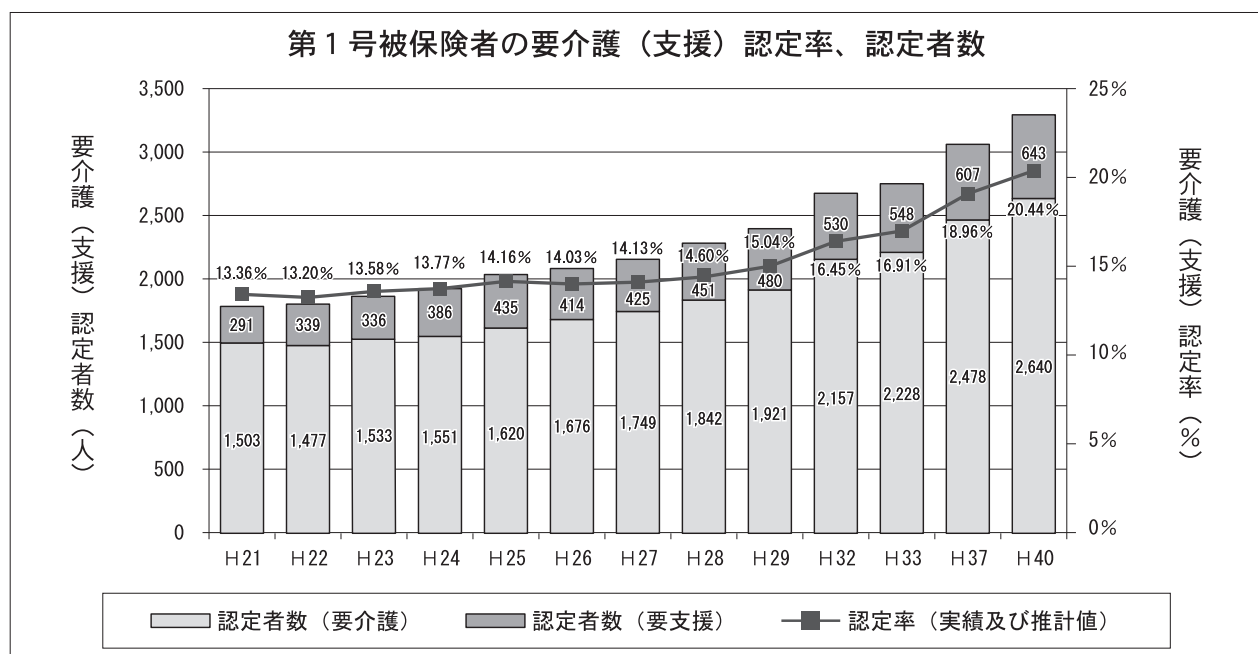
第1号被保険者は、平成33年のピークまで上昇した後、減少が見込まれます。後期高齢者数は、平成40年まで増加しますが、前期高齢者については、平成29年をピークに減少すると推計しています。

平成28年時点で前期高齢者数と後期高齢者数の反転が見られます。



3. 第1号被保険者の要介護（支援）認定率及び認定者数

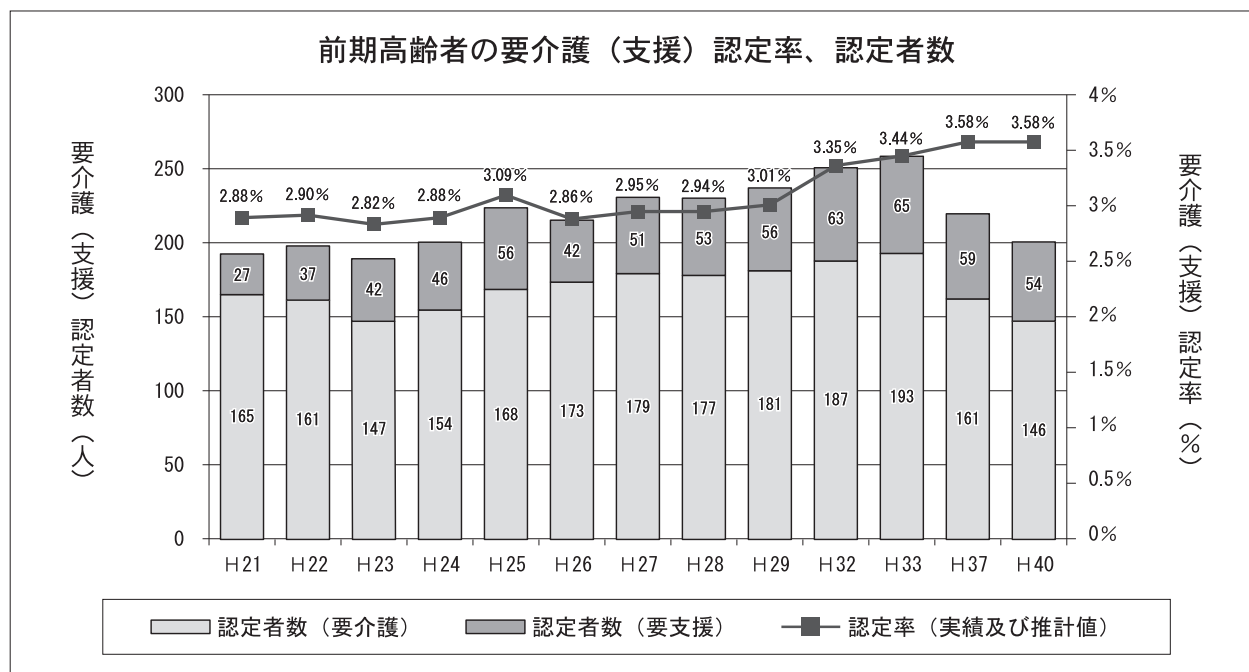
第1号被保険者の認定者数は、平成33年までは、被保険者の増加に比例して増加します。それ以降は、被保険者数は減少しますが、後期高齢者数の増加により、認定率及び認定者数も上昇すると推計しています。



4. 前期高齢者の要介護（支援）認定率及び認定者数

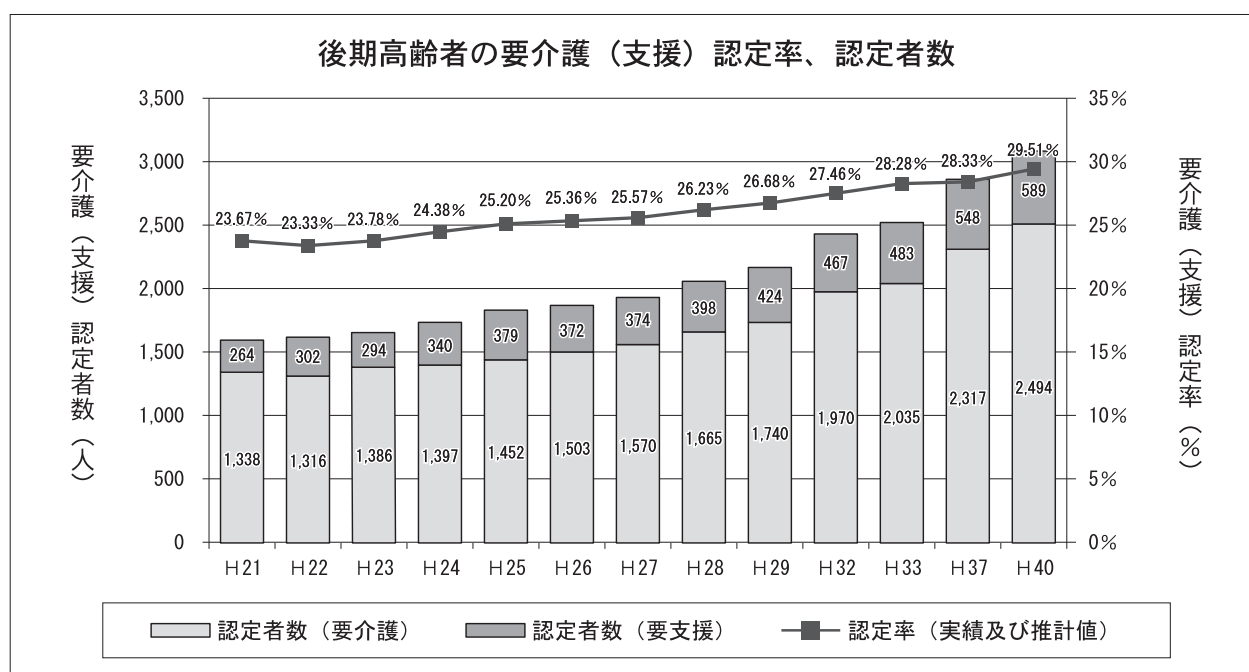
前期高齢者数は、平成29年をピークに減少が続くと見込まれますが、認定者数は平成33年まで増加し、以降は減少すると推計しています。

認定率は、認定者数の減少にかかわらず上昇すると推計しています。



5. 後期高齢者の要介護（支援）認定率及び認定者数

後期高齢者については、被保険者数、認定率ともに上昇が見込まれることから、認定者数についても上昇傾向が続くと推計しています。

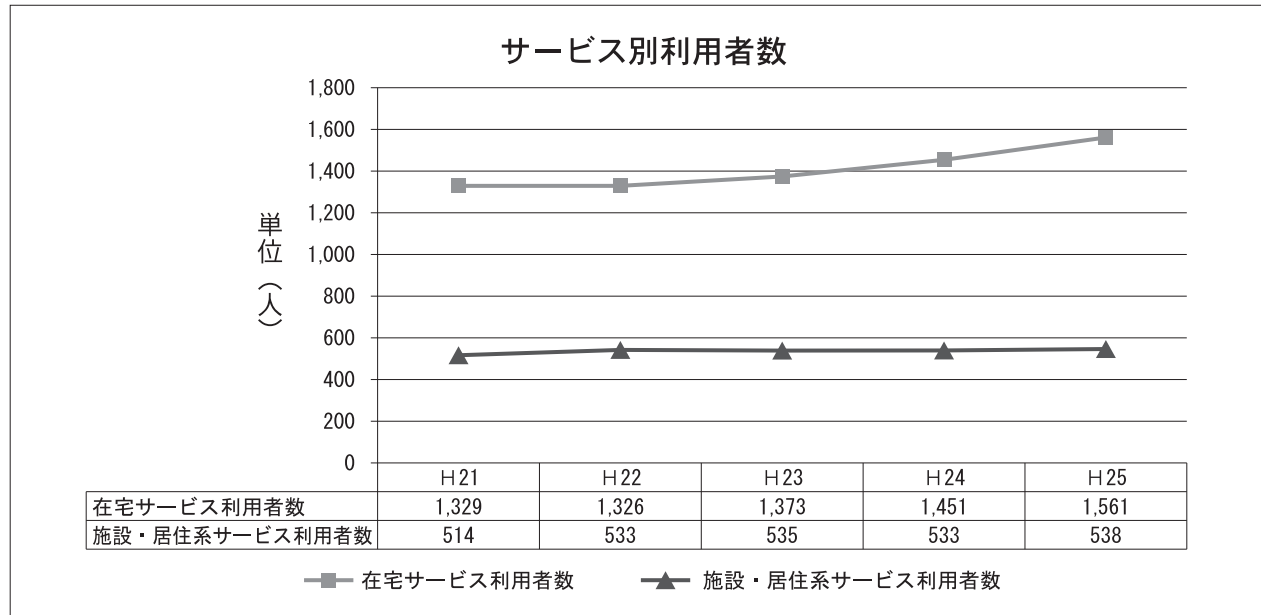


第3節

介護保険サービスの利用状況

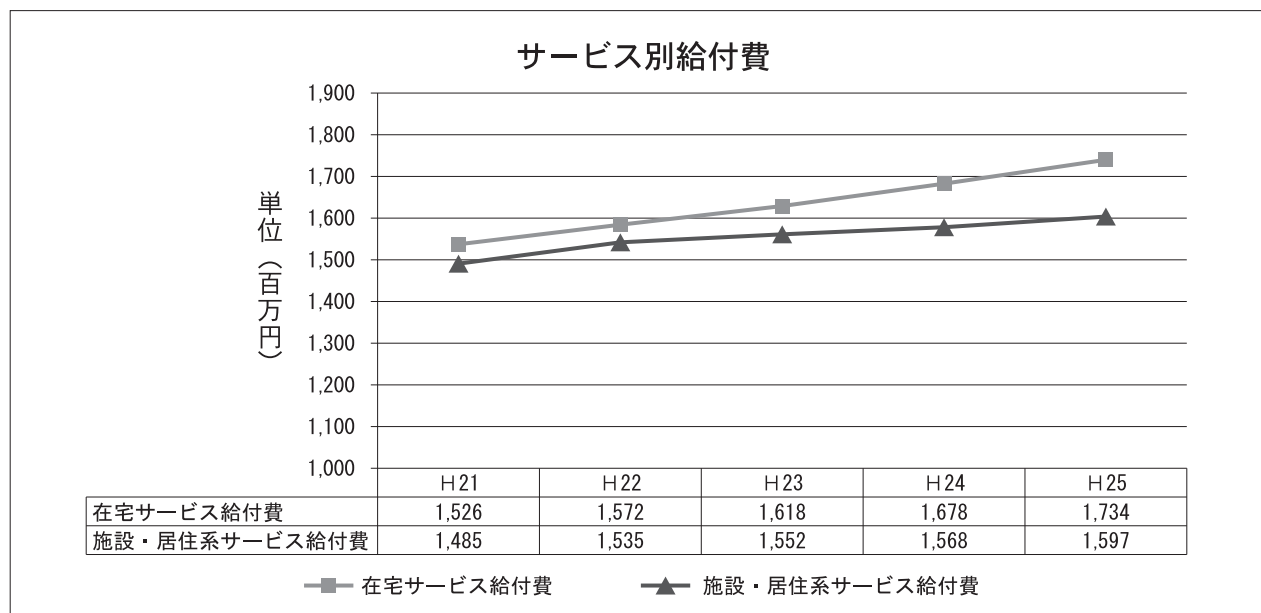
1. サービス別利用者数の実績

平成21年度から平成25年度までの間に、在宅サービスと施設・居住系サービス利用者数は、約15%の増加となっています。施設・居住系サービスの利用者はほぼ横ばいで推移していますが、在宅サービスの利用者は増加の傾向となっています。



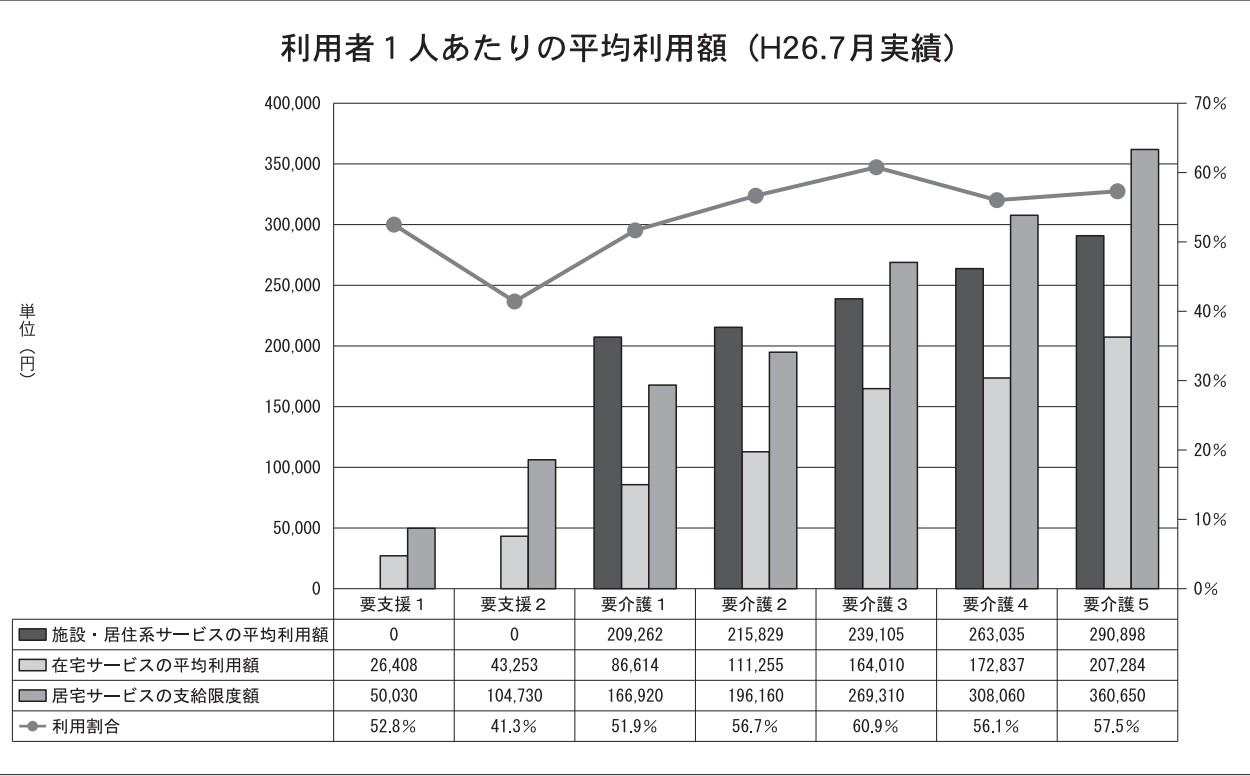
2. サービス別給付費の実績

平成21年度から平成25年度までの間に、施設・居住系サービス給付費は、7.5%、在宅サービス給付費は、13.6%の増加の傾向となっています。



3. サービスの平均利用額（月額）

サービス1人当たりの平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えています。支給限度額に対する平均利用割合も、重度化するに従って高まっている傾向が見られます。なお、第五期計画までは、利用者の自己負担分は、平均利用額の1割分です。（※第六期計画からは、所得に応じて1割または2割）



第4節

介護保険サービスの整備と利用者数の見込み

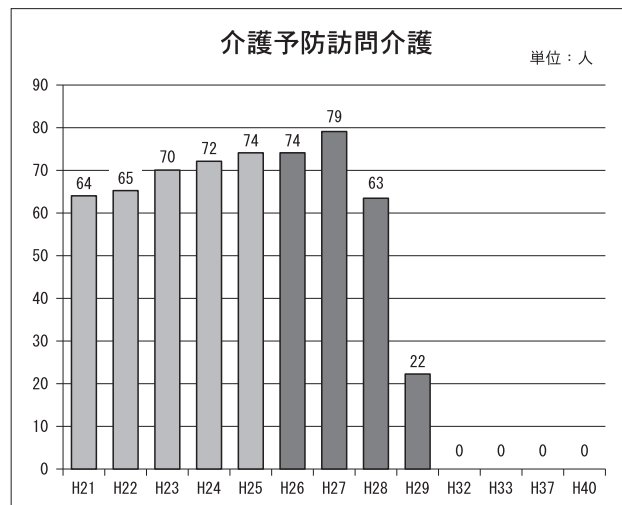
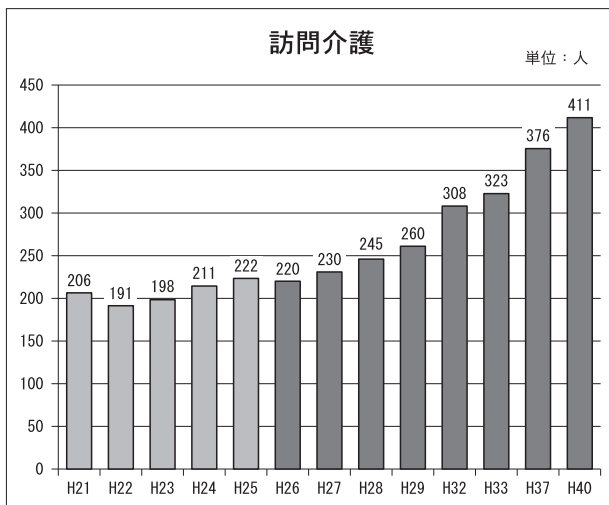
※グラフの数値は、各年度ごとの月平均であり、数値に小数点以下の数値がある場合は、切り上げて表示しています。

1. 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービスの提供

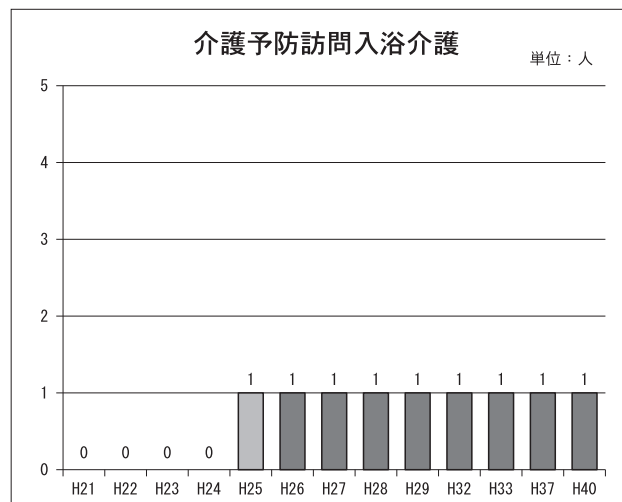
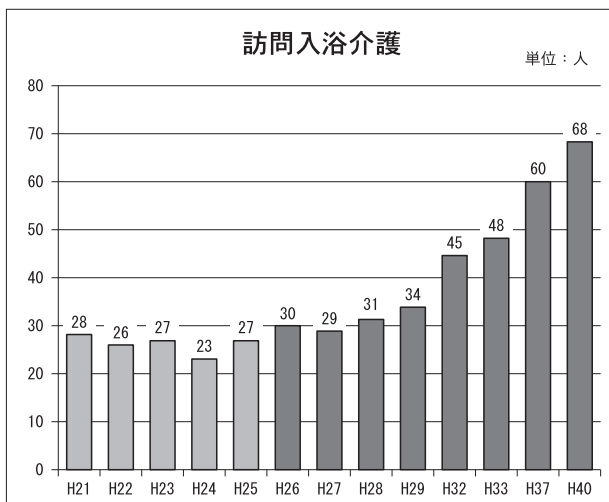
① 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身体介護、調理や買い物、洗濯や掃除などの生活援助、通院の乗降介助などを行います。



② 訪問入浴介護

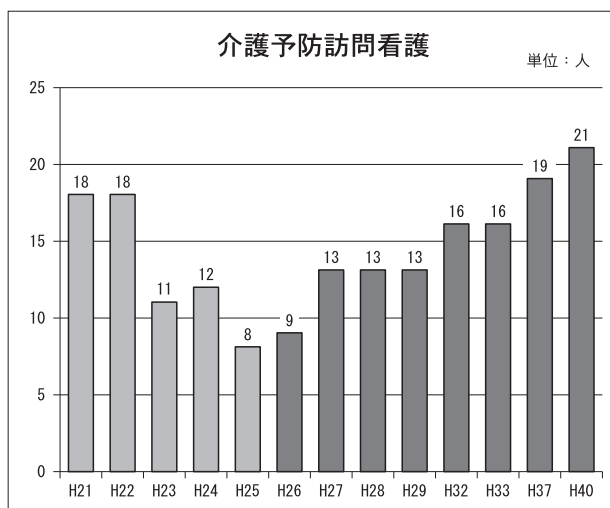
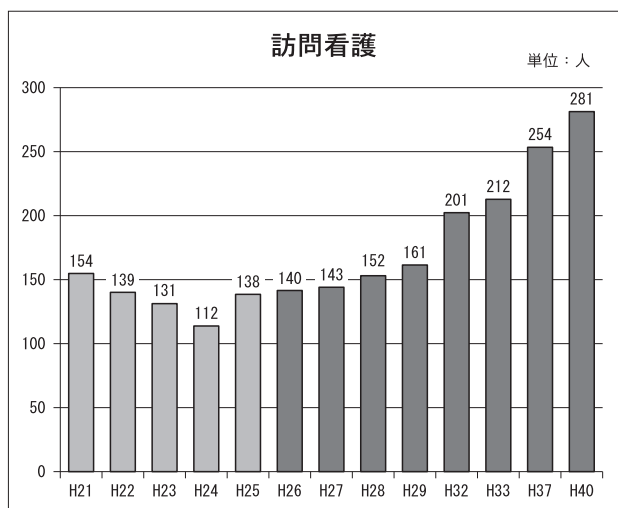
移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。



第4章 介護保険事業計画の推進

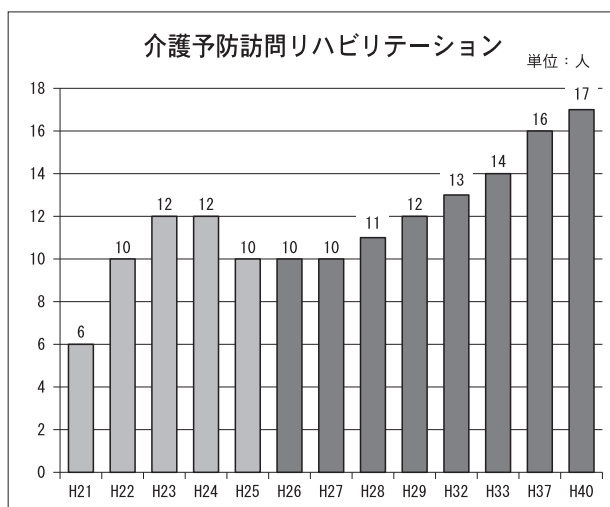
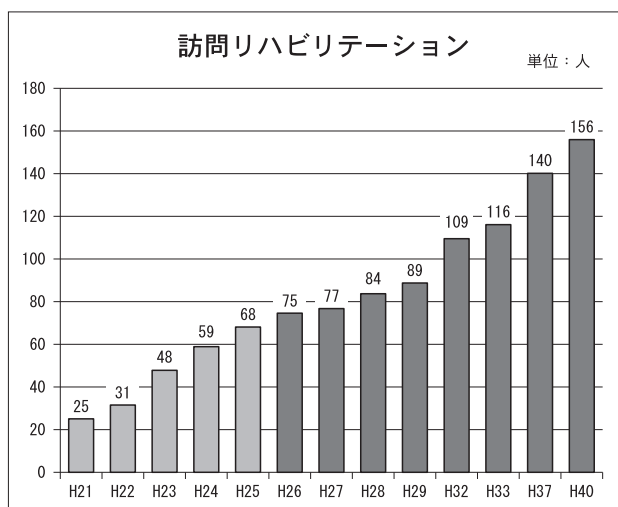
③ 訪問看護

看護師等による健康状態の観察、療養生活の援助、リハビリテーションを行います。



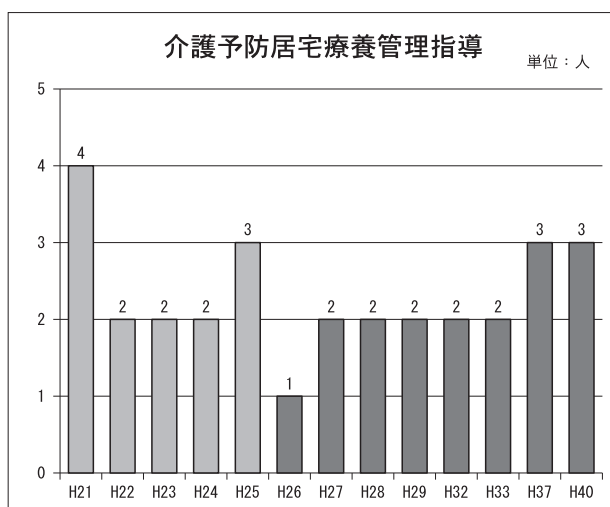
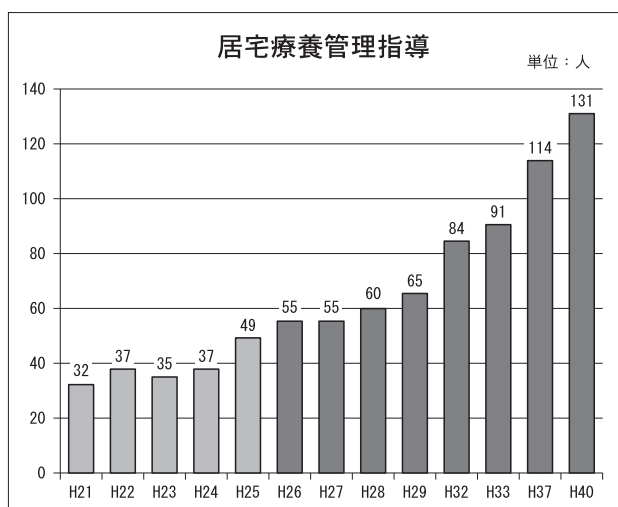
④ 訪問リハビリテーション

機能回復訓練の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。



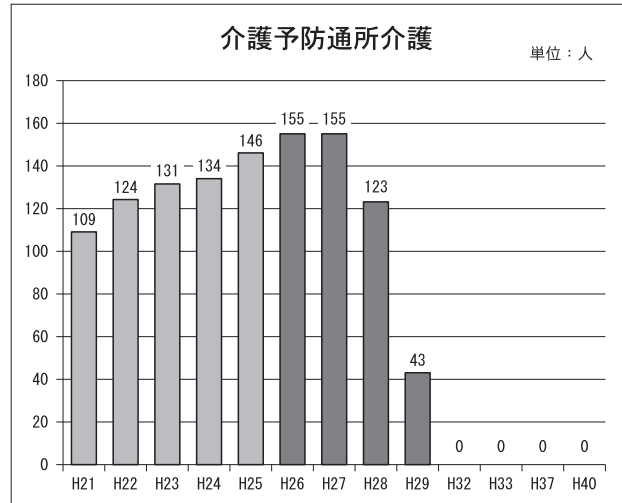
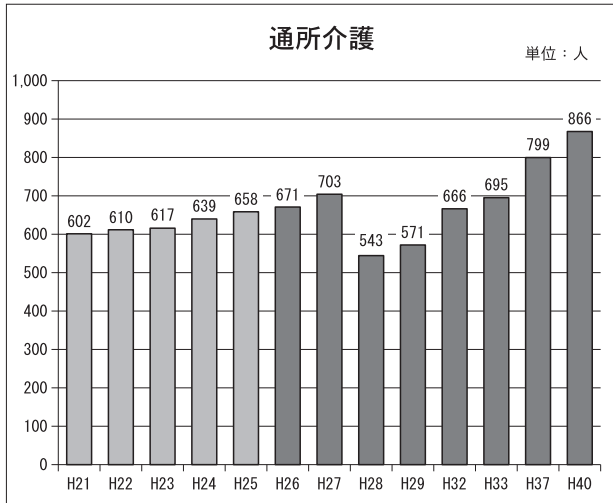
⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。



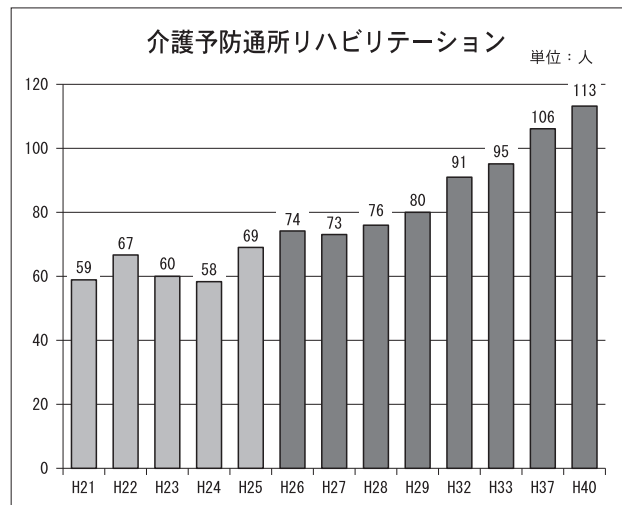
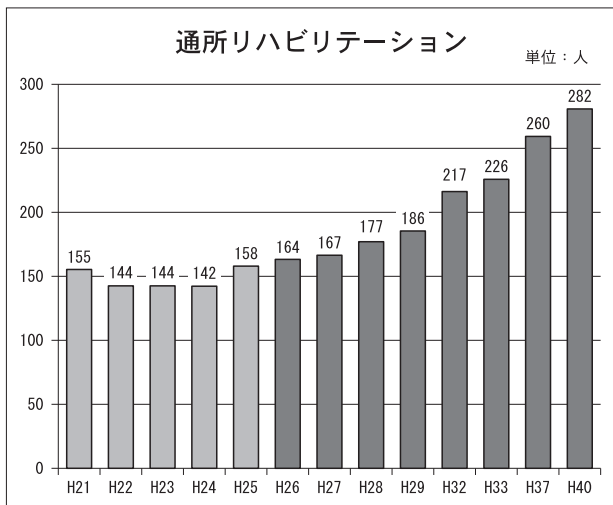
⑥ 通所介護

日帰りで食事や入浴などのサービスを行います。



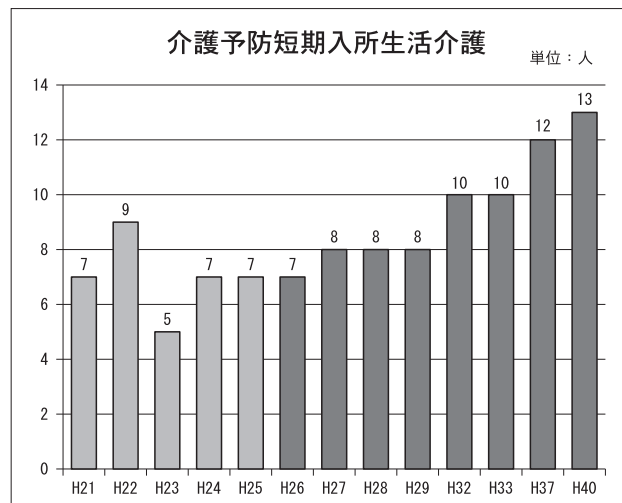
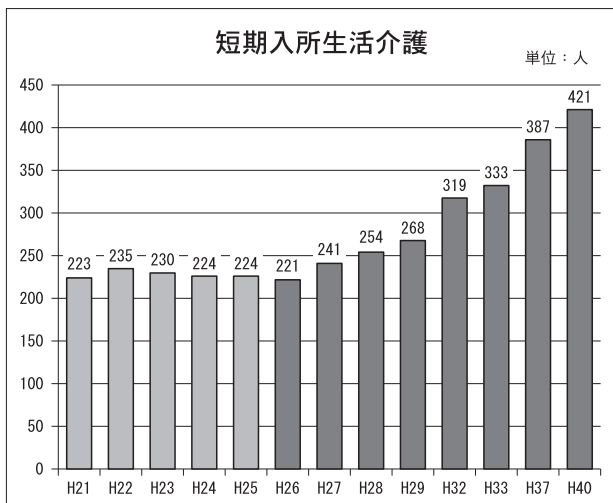
⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを行います。



⑧ 短期入所生活介護

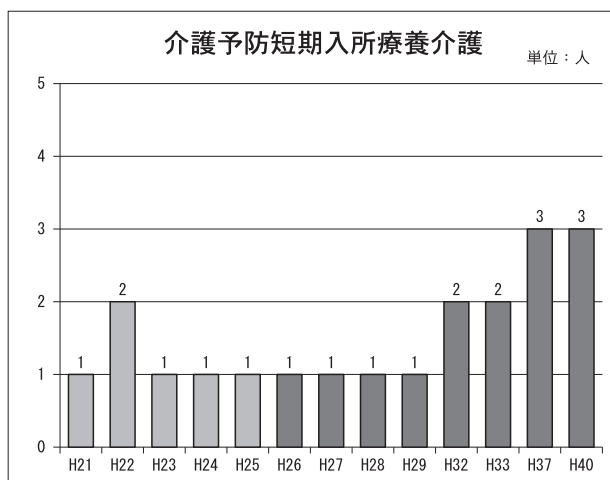
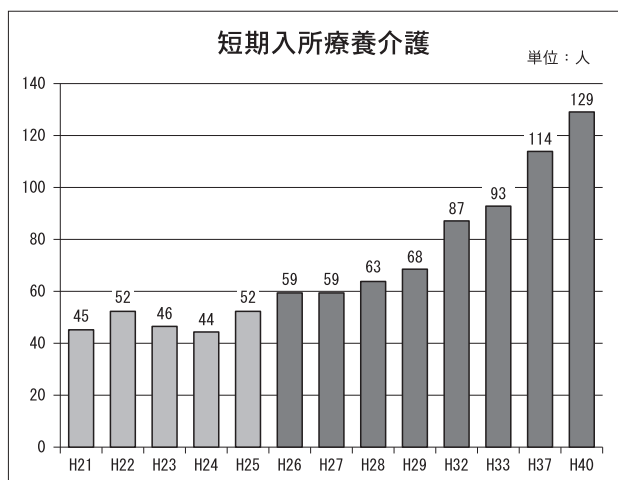
介護老人福祉施設などに短期間入所し、医療や介護、機能訓練を行います。



第4章 介護保険事業計画の推進

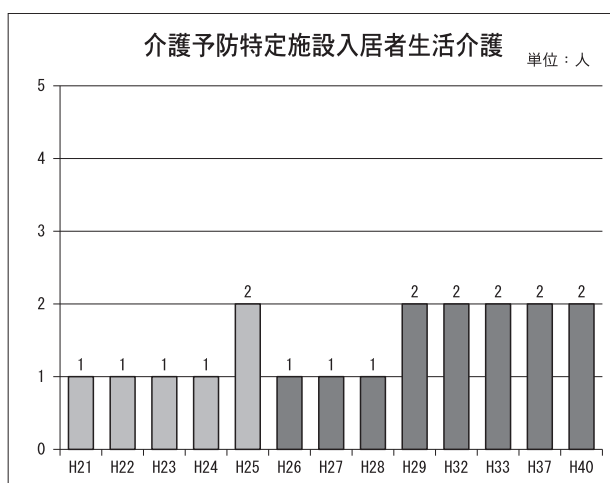
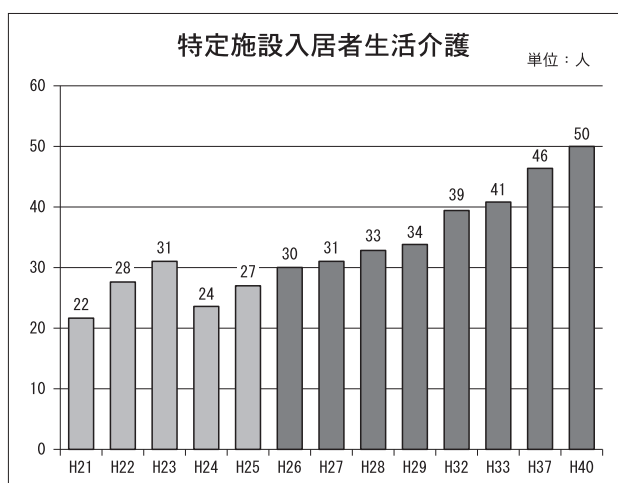
⑨ 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、医療や介護、機能訓練を行います。



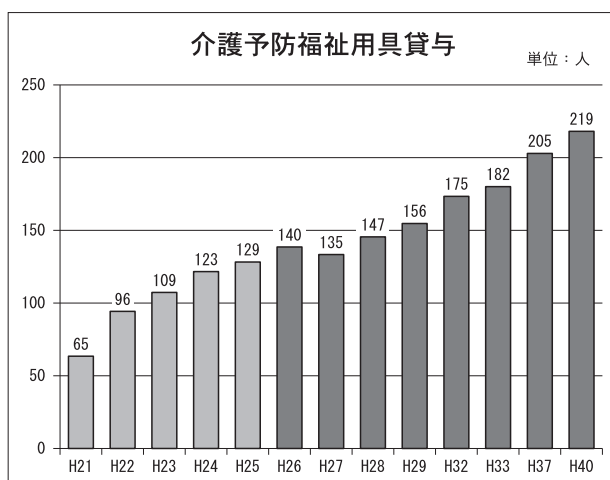
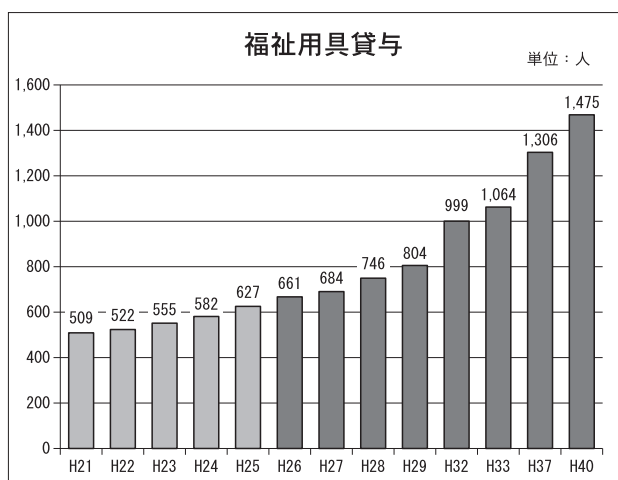
⑩ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなどにおいて、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。



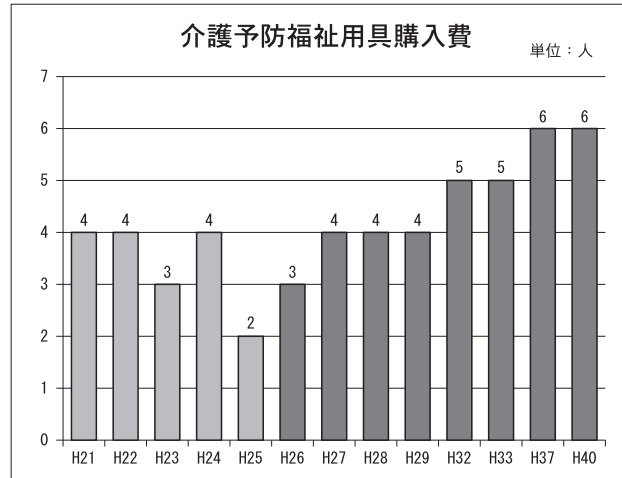
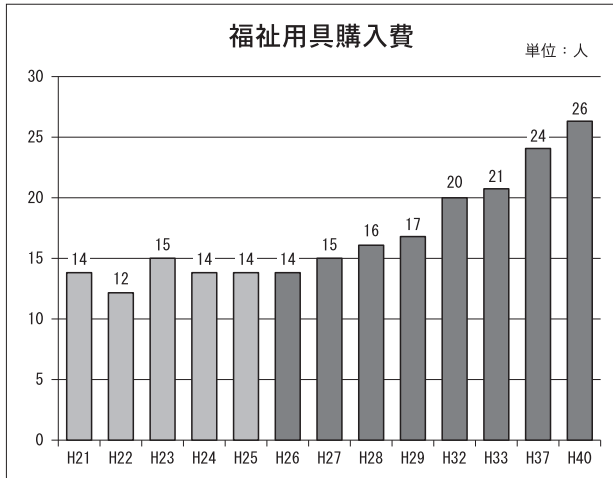
⑪ 福祉用具貸与

車いすや特殊寝台、歩行器や杖などの福祉用具を貸し出します。



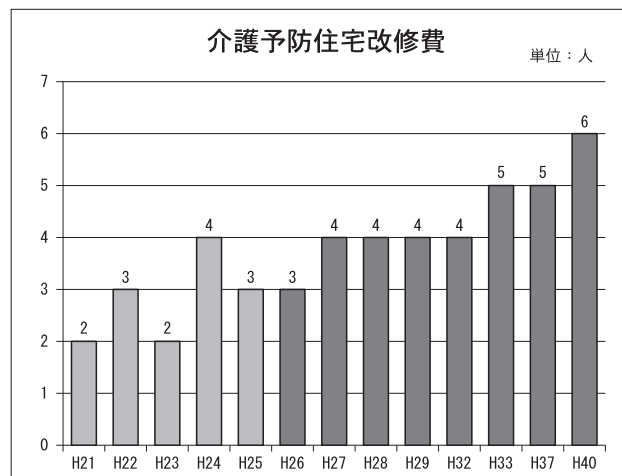
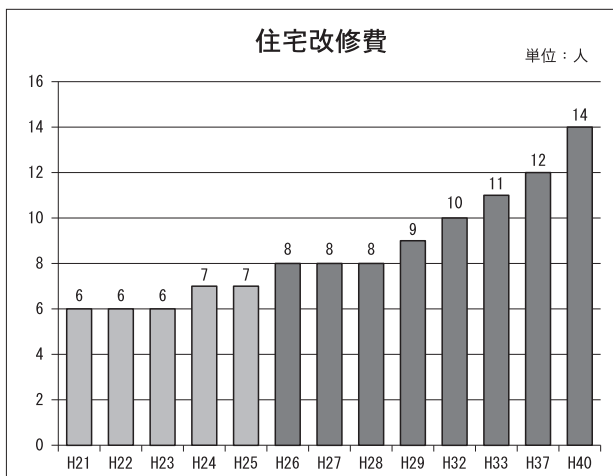
⑫ 特定福祉用具販売

腰掛便座や入浴補助用具などを購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。



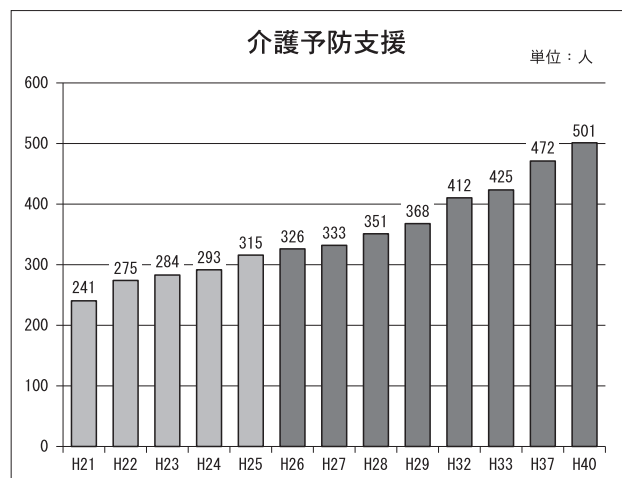
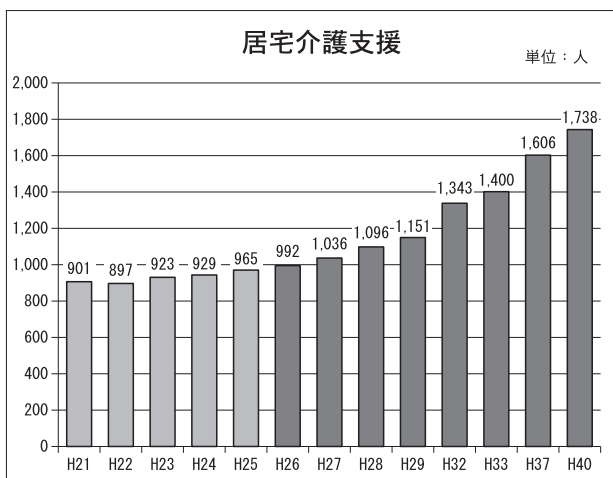
⑬ 住宅改修

手すり設置や段差解消などの小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。



⑭ 居宅介護支援等

ケアマネジャー等が本人や家族と相談してケアプランを作成するほか、サービス提供事業者と調整をして利用者が安心して介護サービスを利用できるように支援します。

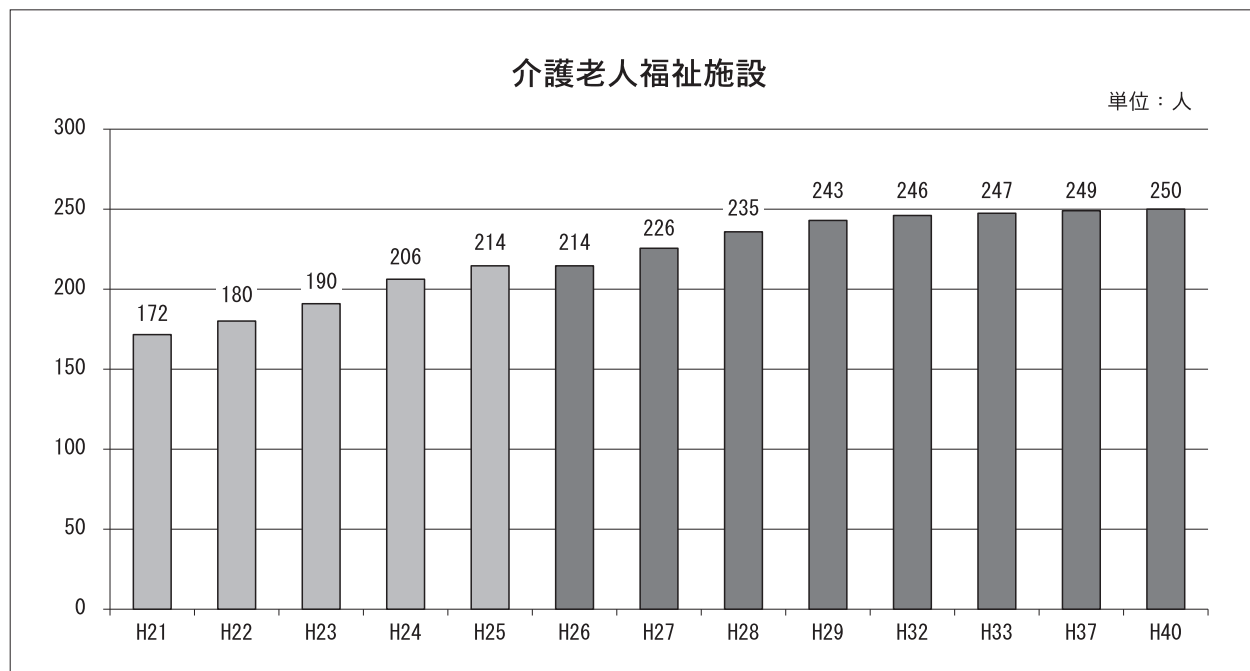


第4章 介護保険事業計画の推進

(2) 施設サービスの提供

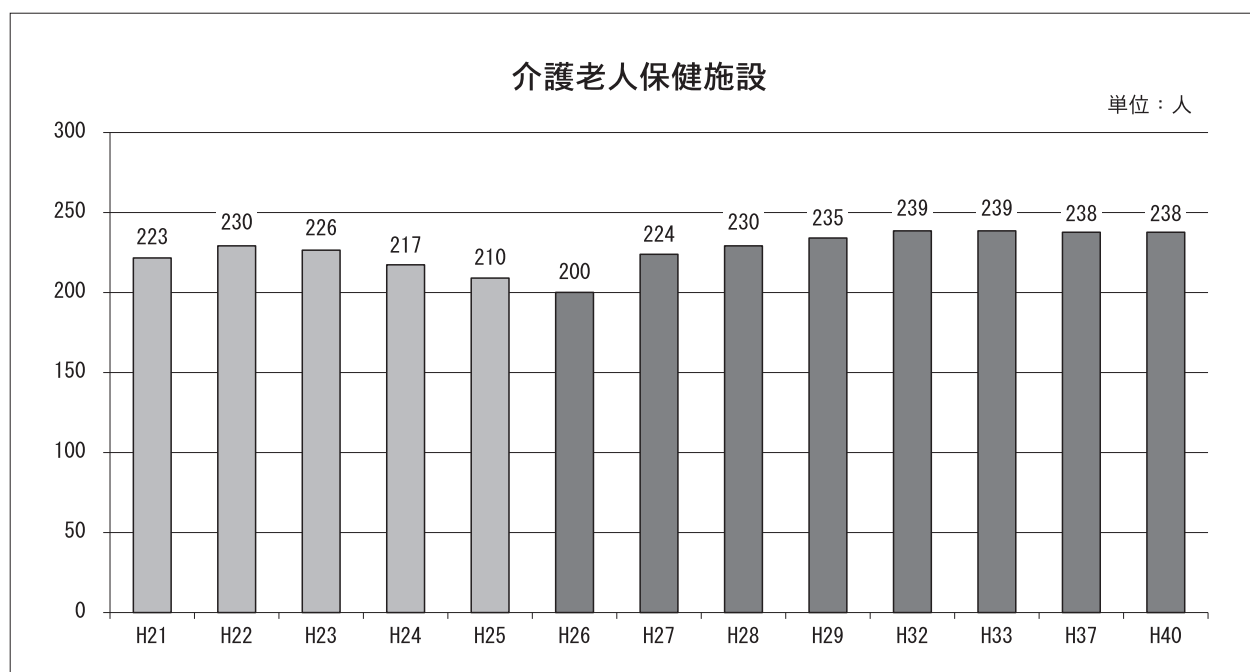
① 介護老人福祉施設

常に介護が必要で、自宅では介護できない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。



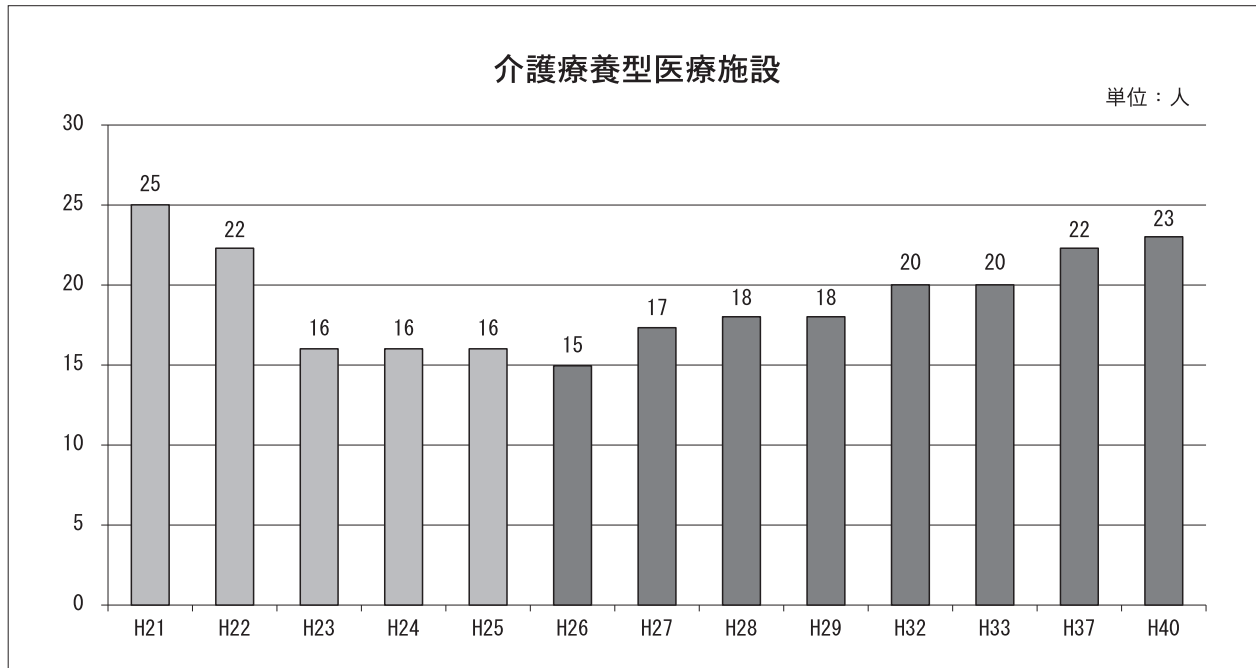
② 介護老人保健施設

症状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションを受けられます。



③ 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わり、症状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設で、介護等の世話、機能訓練、その他必要な医療が受けられます。



(3) 地域密着型サービス等

地域密着型サービスは、各市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、地域包括ケアの推進の中心として整備を進めていきます。

須坂市では第五期介護保険事業計画期間に「地域密着型特別養護老人ホーム」1施設を開設しましたが、今後の高齢者人口の増加を考慮する中で、第六期介護保険事業計画の中間年に当たる平成28年度に「地域密着型特別養護老人ホーム」の開所を見込みます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型と随時の対応を行うサービスです。

現在、市内にはサービス提供事業所はありませんが、良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

② 夜間対応型訪問介護

居宅要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問と通報により、居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うサービスです。

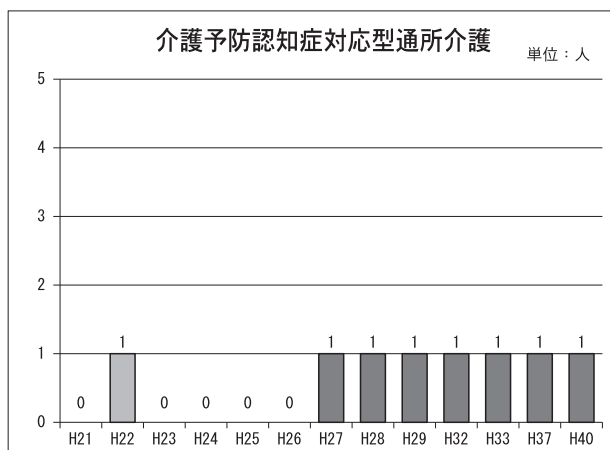
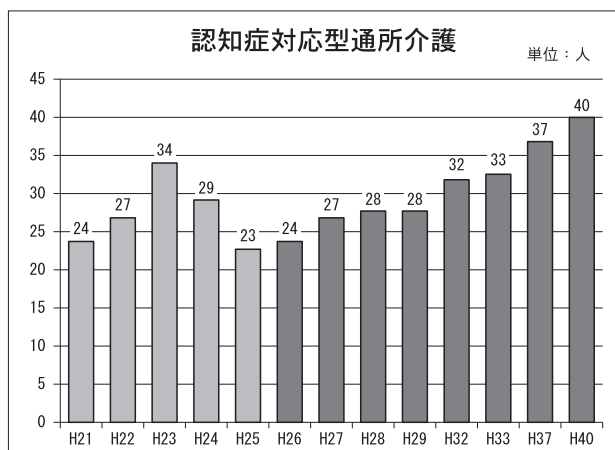
現在、市内にはサービス提供事業所はありませんが、良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

第4章 介護保険事業計画の推進

③ 認知症対応型通所介護（認知症高齢者専用デイサービス）

居宅要介護者の認知症高齢者が、日帰りの介護施設に通い、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。現在、市内に1施設（定員12人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでした。良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

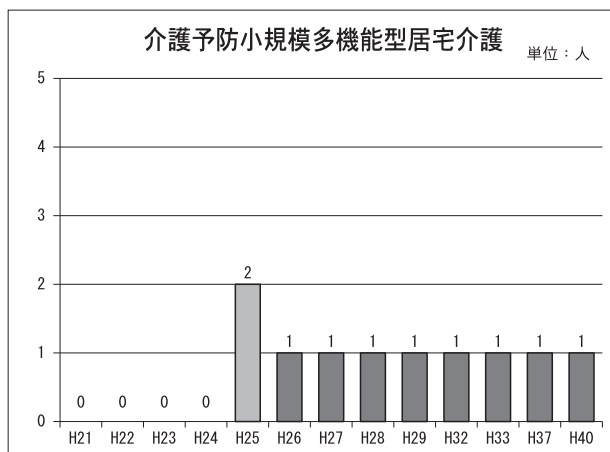
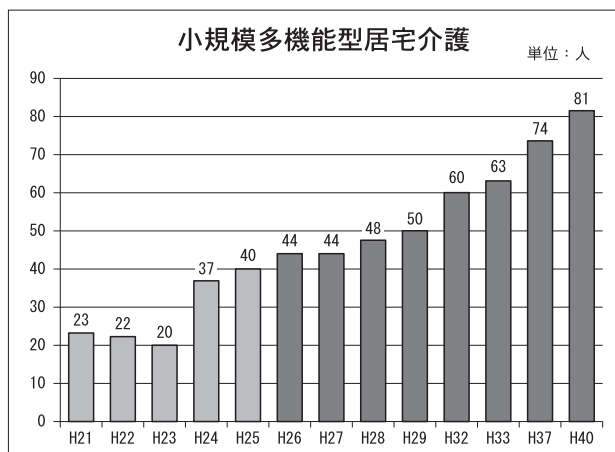


④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、居宅要介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。

現在、市内に2施設（定員50人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでした。計画期間中の状況によって、次期以降の計画策定の課題とします。



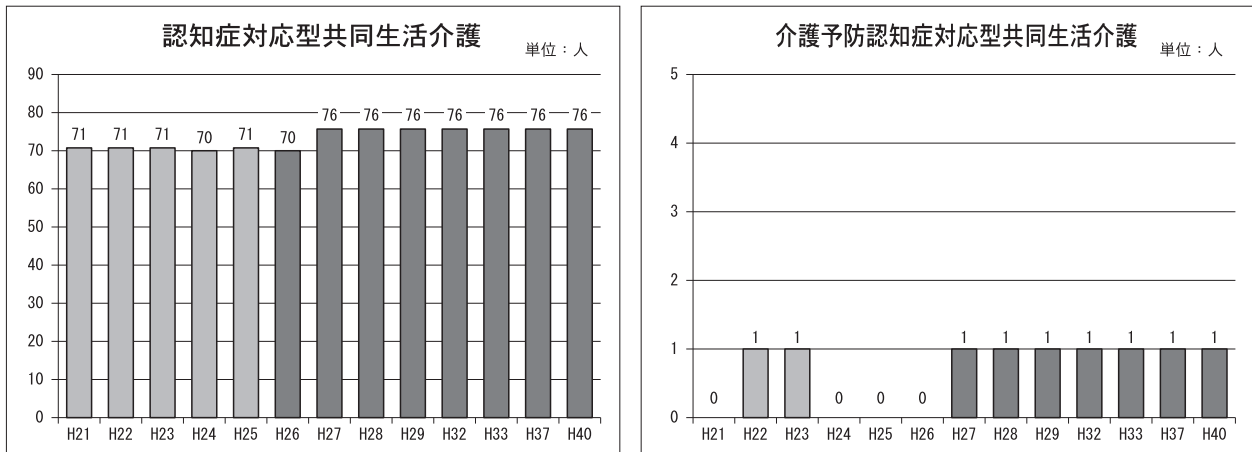
⑤ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の方がグループホームにおいて、介護や日常生活上の支援、機能訓練を行うサービスです。

現在、市内に5施設（定員63人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでした。計画期間中の状況によっ

て、次期以降の計画策定の課題とします。



⑥ 地域密着型特定施設入所者生活介護（定員30人未満の介護専用型特定施設）

入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウス入居者に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排せつなどの介助や日常生活の介助、機能訓練などのサービスを提供します。

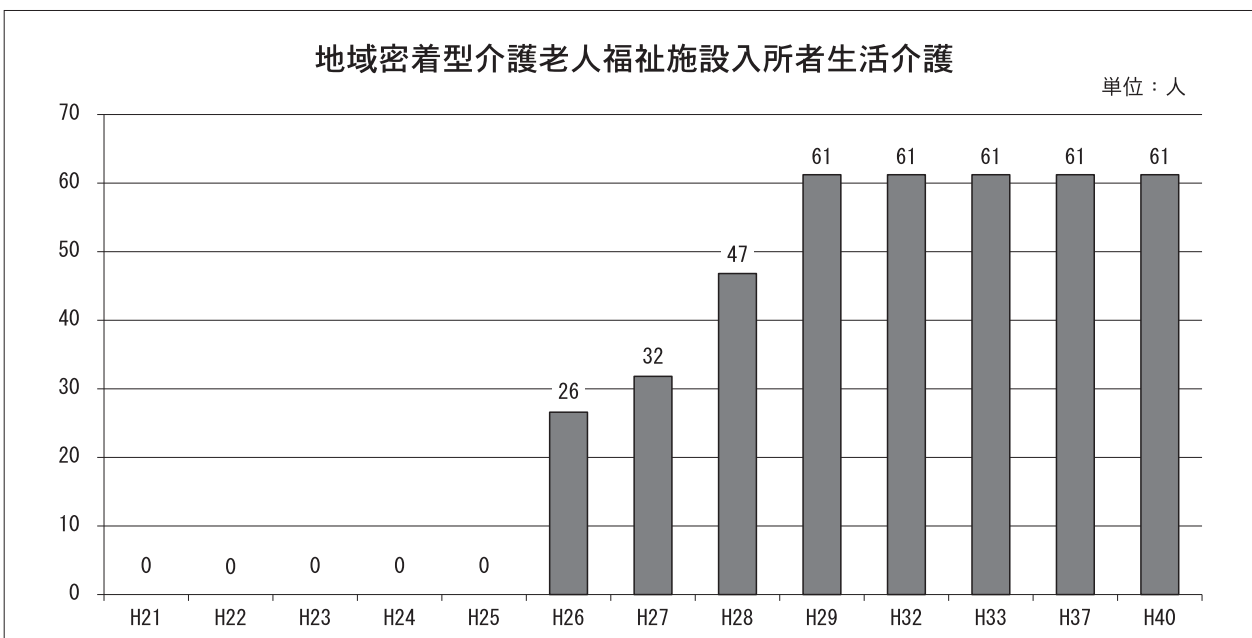
現在、対応施設は市内にありません。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養・定員30人未満）

介護老人福祉施設で定員が29人以下である場合に該当します。居宅での介護が困難な方が入所して、食事や入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練などのサービスを提供します。

現在、市内に1施設（定員29人）が整備されています。

今後の特養待機者の推移を勘案し、必要量を確保するために、本計画期間中に1施設（定員29人）を整備します。



第4章 介護保険事業計画の推進

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、看護師などによる療養上の世話や診療の補助のサービスを受けられます。

本計画での当該サービスは見込みませんでした。今後の事業者参入の意向等を考慮するなかで整備の誘導を図ります。

⑨ 地域密着型通所介護

利用定員18人以下の通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行されます。【平成28年4月施行】

(4) サービス別給付費の見込み総額

(千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	居宅サービス	1,515,496	1,442,999	1,525,834
	地域密着型サービス	441,748	666,130	722,690
	居宅介護支援費	181,624	193,466	204,014
	施設サービス	1,448,270	1,499,297	1,545,479
介護給付費 計 (A)		3,587,137	3,801,892	3,998,018
	介護予防サービス	136,361	122,164	84,758
	地域密着型介護予防サービス	916	1,195	744
	介護予防支援費	17,338	18,294	19,153
予防給付費 計 (B)		154,615	141,653	104,655
特定入所者介護サービス等費 (C)		151,882	161,409	178,624
高額介護サービス等費 (D)		58,309	60,320	62,821
高額医療合算介護サービス等費 (E)		9,342	9,688	10,884
審査支払手数料 (F)		3,346	3,464	3,589
給付費見込額 (A～Fの合計)		3,964,631	4,178,425	4,358,592

2. 地域支援事業

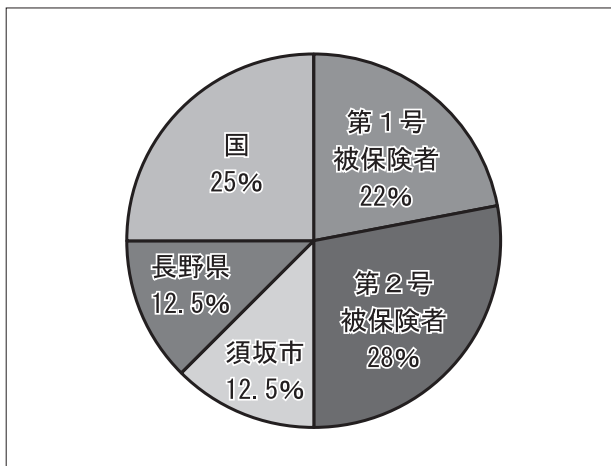
(1) 地域支援事業の制度

第六期介護保険事業計画では、介護保険制度改正において、地域包括ケアシステムの構築に向けて大幅な見直しが行われます。

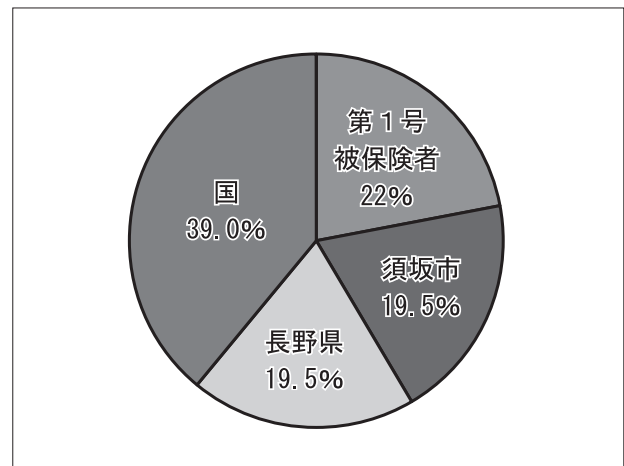
新しい地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業で構成され、財源構成は下記のとおりです。

【地域支援事業の財源構成】

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業】



(2) 地域支援事業費の見込み

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防・日常生活支援総合事業	111,565	113,558	115,587
包括的支援事業・任意事業	77,336	127,547	131,047
地域支援事業費合計	188,901	241,105	246,634

◆ 地域支援事業費について、須坂市では「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施を平成28年度から予定しているため、費用の推計については、現行制度から推計したものです。

3. 総給付費の見込み

高齢化の進展に伴う高齢者数及び要介護認定者数の増加による居宅サービスの利用量の増加、地域密着型サービスや特別養護老人ホーム等の整備計画及び過去の給付実績を踏まえて、第六期の3年間の総給付費を概算で見込んだところ、第五期の約108億円から約23%増加し、第六期は約131億円となりました。

給付費・保険料見込		第六期計画期間（2015－2017）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費総額（千円）		3,964,631	4,178,425	4,358,592
在宅サービス		1,921,015	2,028,331	2,098,335
施設・居住系サービス		1,820,737	1,915,213	2,004,339
特定入所者サービス		151,882	161,409	178,624
高額・高額合算		67,651	70,008	73,705
審査支払手数料		3,346	3,464	3,589
地域支援事業費（千円）		188,901	241,105	246,634
介護予防・日常生活総合支援事業		77,336	127,547	131,047
包括的支援事業・任意事業		111,565	113,558	115,587
被保険者数（人）		15,388	15,702	15,965
		保険料基準額	月額（円）	4,768

第九期計画期間（2024－2026）			第十期計画期間（2027－2029）		
平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度
5,346,524	5,451,549	5,545,083	5,645,216	5,779,694	5,890,620
2,977,872	3,073,227	3,156,956	3,247,956	3,371,574	3,463,620
2,075,126	2,080,103	2,084,964	2,089,419	2,095,191	2,099,312
193,000	194,457	195,903	197,362	199,177	200,604
96,158	99,280	102,665	105,776	108,936	122,156
4,367	4,482	4,595	4,704	4,816	4,929
285,343	291,866	298,608	303,987	308,287	311,063
158,934	164,336	170,043	174,471	177,890	179,853
126,409	127,530	128,565	129,516	130,397	131,210
16,296	16,270	16,189	16,113	16,064	15,995
保険料基準額	月額（円）	6,188	保険料基準額	月額（円）	6,577

4. 平成37（2025）年のサービス水準等の推計

第六期介護保険事業計画の策定にあたっては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据えて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとされており、須坂市における平成37年のサービス水準等を推計した場合、不確定な要素が多いことから、参考値としての試算となりますが、月額の基本額は6,000円を上回るものと思われます。

第七期計画期間（2018－2020）			第八期計画期間（2021－2023）		
平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
4,518,716	4,672,528	4,810,841	4,951,426	5,076,052	5,228,801
2,220,762	2,361,430	2,490,429	2,617,140	2,730,215	2,870,532
2,034,851	2,042,357	2,048,066	2,056,097	2,062,331	2,069,556
182,408	184,169	185,471	187,596	189,433	191,440
76,985	80,763	82,961	86,555	89,925	93,016
3,710	3,809	3,914	4,038	4,149	4,257
252,958	259,256	265,673	271,736	276,244	280,358
135,306	139,925	144,725	149,254	152,334	155,157
117,652	119,331	120,948	122,482	123,910	125,201
16,159	16,272	16,341	16,412	16,402	16,316
保険料基準額	月額（円）	5,327	保険料基準額	月額（円）	5,827

第十一期計画期間（2030－2032）			第十二期計画期間（2033－2035）		
平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度
5,967,151	6,017,599	6,102,865	6,217,646	6,303,167	6,370,579
3,541,888	3,585,385	3,662,388	3,767,042	3,844,149	3,904,141
2,102,975	2,105,726	2,109,442	2,114,616	2,118,434	2,121,483
201,879	202,765	204,040	205,666	206,947	208,018
115,369	118,571	121,731	124,946	128,149	131,339
5,041	5,152	5,264	5,376	5,488	5,599
312,817	313,601	313,832	313,482	312,383	310,862
180,859	180,953	180,549	179,614	177,977	175,961
131,958	132,648	133,283	133,868	134,406	134,901
15,898	15,820	15,687	15,625	15,580	15,529
保険料基準額	月額（円）	6,922	保険料基準額	月額（円）	7,302

第5節

第1号被保険者の保険料

1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、額はその市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。従って、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることになります。

全国平均の介護保険料基準額（月額）は、第一期の2,911円から第五期は4,972円と約1.71倍となりました。須坂市の介護保険料基準額（月額）は、第一期の2,267円から第五期は4,541円と約2倍となりました。

2. 第六期の介護保険料基準額

（1）第1号被保険者の負担率

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第五期の第1号被保険者の負担率は21%でしたが、第六期は高齢者数の増加により22%に改正されました。

（2）保険料基準額

保険料基準額の算定にあたっての総給付費の見込みは、高齢化の進展に伴う高齢者数及び要介護認定者数の増加による介護サービスの利用量の増加、施設開設によるサービスの充実などが上昇の要因となります。

この総給付費見込額から、第六期の保険料を試算した場合、月額の基準額は、4,768円になりました。

（3）公費による軽減強化

第六期の介護保険事業計画において、低所得者の保険料軽減のために公費を投入することとされたため、平成27年度・28年度には、第1段階の保険料負担率が0.475から0.05軽減され、平成29年度には、第1段階、第2段階、第3段階の保険料率がさらに軽減される予定です。その軽減に要する費用については、国が1／2、長野県が1／4、須坂市が1／4を負担します。

須坂市の第六期保険料基準額（月額）4,768円

区分		所得段階	負担率	保険料 (月額)
軽減される方	第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.475	27,180円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円以下	基準額 ×0.60	34,330円
	第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.65	37,190円
	第4段階	本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	51,500円
基準	第5段階 (基準段階)	本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	57,220円
割増となる方	第6段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額90万円未満	基準額 ×1.20	68,660円
	第7段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額125万円未満	基準額 ×1.25	71,530円
	第8段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額160万円未満	基準額 ×1.35	77,250円
	第9段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額200万円未満	基準額 ×1.40	80,110円
	第10段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額250万円未満	基準額 ×1.55	88,690円
	第11段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額320万円未満	基準額 ×1.60	91,550円
	第12段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額400万円未満	基準額 ×1.625	92,980円
	第13段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額400万円以上	基準額 ×2.00	114,440円

※この表の負担率は、公費による軽減強化前の負担率です。

第6節

低所得者等への対応

1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費について、所得等に応じた利用者負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

2. 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給します。

3. 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として保険給付します。

4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、社会福祉法人等の提供する介護保険サービスの利用者負担減額を行います。

5. 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日から所得に応じて軽減措置を設けており、当分の間延長することとされています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担額が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることはないよう負担軽減措置を設けています。

6. 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費に利用者負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要とし

ない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用とすることとしています。

7. 利用者負担の援護事業（市単独事業）

低所得の方で特に生計が困難な方に対して利用者負担額を軽減します。

資料編

須坂市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱

須坂市介護保険事業計画等策定懇話会委員名簿

須坂市介護保険事業計画等策定の経過

須坂市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱

(設置)

第1 介護保険事業及び介護保険事業を含めた総合的な老人福祉事業に関する総合計画の策定事業を推進するために、須坂市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2 懇話会は、次の事項について調査、研究するものとする。

(1) 介護保険事業計画（見直し）策定事業に関する事項

(2) 老人福祉計画（見直し）策定事業に関する事項

(3) その他必要な事項

(組織等)

第3 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要のつど市長が委嘱する。

(1) 保健医療関係団体の代表

(2) 福祉関係団体の代表

(3) 被保険者代表（公募による市民）

(4) 学識経験者

3 委員は、当該調査、研究が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4 懇話会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するときは、市長が招集する。

(事務局)

第6 懇話会の事務局は、健康福祉部高齢者福祉課に置く。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

須坂市介護保険事業計画等策定懇話会委員名簿

(順不同)

	団 体 名 等	氏 名	備 考
保健医療関係委員	須高医師会	田 崎 恒 基	会 員
	須高歯科医師会	板 倉 正 義	理 事
	須高薬剤師会	青 木 佐世子	会 員
	須坂市保健補導員会	松 山 あき子	理 事
	長野県立須坂病院	佐 藤 香代子	地域医療福祉連携室看護師長
福祉関係委員	須坂市社会福祉協議会	勝 山 修 吉	常務理事兼事務局長
	須坂市民生児童委員協議会	金 田 広 孝	老人福祉部会長
	須坂市老人クラブ連合会	野 本 のぶ子	副 会 長
	須坂市認知症の人と家族の会	関 野 貞 夫	代 表
	須坂市ボランティア連絡協議会	滝 沢 ま り	副 会 長
	長野圏域介護保険事業者連絡協議会 須高支部	富 田 正 文	須高地区副部会長
	すこう小規模ケア事業所連合会	徳 竹 順 一	事 務 局
	居宅介護支援事業所	坂 本 圭 介	会 員
被保険者代表	第1号被保険者	村 木 玲 子	公 募
	第2号被保険者	小 林 美智子	公 募
学識経験者	須坂市区長会	三 木 一 徳	副 会 長
	須坂市女性団体連絡協議会	篠 塚 みち子	須坂市連合婦人会会長
	長野県司法書士会須坂分会	新 村 征 之	須坂分会長
	須坂市商店会連合会	豊 田 泰 廣	会 長

須坂市介護保険事業計画等策定の経過

	懇 話 会		その他	
25年度	公募委員募集		高齢者等実態調査	
26年度				
4月	18日	委員推薦依頼		
5月	23日	委員推薦報告		
6月			24日	福祉環境委員会 ・事業計画策定について
7月	16日	第1回懇話会 ・現行計画・運営状況について ・次期計画策定の見直しについて		
8月	27日	第2回懇話会 ・策定懇話会について ・人口及び認定者数の推計について ・地域支援事業に移行される事業の実施時期について		
10月	8日	第3回懇話会 ・計画構成案について ・計画体系案について ・日常生活圏域について ・各種事業実績について ・保険料推計について		
11月	19日	第4回懇話会 ・計画素案について 保険料段階設定について 地域密着型サービス見込みについて 高齢者福祉の方向性について 新しい総合事業のサービス類型(案)について 要支援者アンケートの集計結果について	6日 21日	拡大地域ケア会議 ・次期計画について ・老人福祉事業について ・地域支援事業について 策定関係部課連絡会議 ・次期計画について ・各課連携可能事業について
12月	19日	第5回懇話会 ・計画素案について	8日	福祉環境委員会 ・介護保険料の設定について
1月			19日	パブリックコメント
2月	12日 18日	第6回懇話会 ・計画案について 市長へ懇話会報告	24日	市議会3月定例会 ・介護保険料改正案提出
3月				計画書の製本

用語解説

この用語解説では、本計画書で使用されている用語と、介護保険、高齢者福祉等で広く用いられている用語を掲載しています。

あ行

NPO

Nonprofit Organizationの略で、市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法（NPO法）により認証されたものを特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。

か行

介護給付

被保険者の要介護状態に関する保険給付で、次のものが規定されています。①居宅介護サービス費 ②特例居宅介護サービス費 ③地域密着型介護サービス費 ④特例地域密着型介護サービス費 ⑤居宅介護福祉用具購入費 ⑥居宅介護住宅改修費 ⑦居宅介護サービス計画費 ⑧特例居宅介護サービス計画費 ⑨施設介護サービス費 ⑩特例施設介護サービス費 ⑪高額介護サービス費 ⑫高額医療合算介護サービス費 ⑬特定入所者介護サービス費 ⑭特例特定入所者介護サービス費

介護給付等

要介護1～5の対象者に実施される介護給付または要支援1～2の対象者に実施される予防給付をいいます。

介護サービス計画（ケアプラン）

要介護認定を受けた人は、利用できる金額の上限を考えながら、いつ、なんのサービスをどれくらい受けるのか、ということを決めることになります。それをスケジュールのようなものに当てはめたものをケアプランといい、それに沿って介護サービスが提供されます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に配置されます。

指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護

者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者で、居宅サービス計画作成等の業務を行います。

介護保険施設の介護支援専門員は、施設サービス計画の作成等、施設利用者の居宅復帰を含めた業務を行います。

介護保険

介護保険は、被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものです。保険者は市町村及び特別区であり、被保険者は第1号被保険者が市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者、第2号被保険者が市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者となっています。

介護保険施設

都道府県知事が指定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設をいいます。

介護保険事業計画

国が定める基本指針に即して市町村が作成する「市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画」で、3年ごとに見直しがされます。

計画には次の事項を定めることとされています。①各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み ②見込み量確保のための方策 ③事業者間の連携の確保に関する事業、介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業 ④その他必要と認める事項

介護保険事業支援計画

国の定める基本指針に即して都道府県が作成する「介護保険事業に係る給付の円滑な実施の支援に関する計画」で、3年ごとに見直しがされます。

計画には次の事項を定めることとされています。①圏域ごとの施設の必要入所定員数やその他の各サービス量の見込み ②施設整備に関する事項 ③介護支援専門員等に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図る事項 ④その他円滑な実施を支援するために必要な事項

居宅介護支援（ケアマネジメント）

居宅介護支援とは、居宅要介護者等に関し、居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他

の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を要する場合には、当該施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいいます。

軽費老人ホーム

家庭環境や住宅事情などにより、居宅で生活することができない60歳以上の高齢者を対象に、低額で日常生活を送れるような住環境と生活環境を提供する施設です。入所希望者と施設長との契約によって、入所が決められるのが特徴です。A型（給食型）、B型（自炊型）及びケアハウスの3種類があります。

高齢者

65歳以上の者を高齢者といいます。また、そのうち、65歳から74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者といいます。

高齢社会

総人口に対して、高齢者（65歳以上の者）の割合が高くなっている社会を高齢社会といいます。国際連合の分類では、65歳以上人口の比率が7%を超えた社会を「高齢化した社会」としています。

さ行

在宅介護支援センター

地域に住む寝たきりや認知症をはじめとするさまざまな問題を抱えた在宅の高齢者や、その介助者からの相談の受け付け、その他の助言、援助などを専門に行う施設です。また、居宅介護支援事業者の指定を受けることで、ケアプランの作成という業務も行います。

施設サービス

施設サービスとは、介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス及び介護療養型医療施設サービスをいいます。

成年後見制度

認知症、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして後見人等を選任し、その方を保護、支援する制度。

法定後見制度と任意後見制度からなり、法定後見制度はさらに後見、保佐、補助の3つに分けることができます。任意後見制度は本人の判断能力が衰える前から利用できるが、法定後見制度は判断能力が衰えた後でないと利用できません。

た行

第1号被保険者

原則的に市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者は、介護保険の第1号被保険者となります。

第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、介護保険の第2号被保険者となります。

地域支援事業

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に行う①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業の3本柱で構成されています。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関。公正・中立な立場から、地域における①介護予防ケアマネジメント ②総合相談支援 ③権利擁護事業 ④包括的・継続的ケアマネジメントの支援事業を担います。

な行

認知症

正常に発達した知的機能が脳の後天的な器質的障害により低下した状態をいう。記憶力、思考力、判断力等の障害がみられ、知覚・感情・行動の異常を伴うことも多い。

は行

保険給付

介護保険の保険給付には次のものがあります。①要介護状態に対する介護給付 ②要介護状態となるおそれがある状態に対する予防給付 ③市町村特別給付

保険者

市町村は、介護者等に対する介護方法の指導などの介護者を支援するための事業、被保険者が要介護状態になることを予防するための事業等を行うことができます。

保険料

市町村は、介護保険事業に要する費用にあてるために、第1号被保険者の保険料額を条例で定め徴収します。なお、第2号被保険者の保険料は医療保険者が徴収します。

や行

要介護者

①要介護状態にある65歳以上の者 ②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病により生じた者。

要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者が、要介護者に該当すること、及びその該当する要介護状態区分について受ける市町村の認定をいいます。

要支援者

①要介護状態となるおそれのある状態にある65歳以上の者 ②要介護状態となるおそれのある状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病により生じた者。

要支援認定

予防給付を受けようとする被保険者が、要支援者に該当することについて受ける市町村の認定をいいます。